

厚生常任委員会

平成20年11月20日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	総 務 部 長	池田 善紀
住民生活部長	西本 喜一	福 祉 課 長	西川 肇
同 課 長 補 佐	西梶 浩司	国保医療課長	植村 俊彦
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	同 課 長 補 佐	猪川 恭弘
環境対策課長	乾 善亮	同 課 長 補 佐	栗本 公生
住 民 課 長	清水 昭雄	健康対策課長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後1時30分）

署名委員 西谷委員、 木田委員

委員長

皆さんこんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会させていただきます。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

町長が出張されておりますので、副町長のご挨拶をお受けいたします。 芳村副町長。

（ 副町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

署名委員に、西谷委員、木田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

案件自体は多少多くなっておりますので、できるだけ簡潔な審査をしていきたいというふうに考えておりますので、ご協力の方よろしくお願いを申し上げます。

初めに1. 継続審査案件でございます。その（1）といたしまして総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 寺田健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして、前回の委員会後の報告をさせていただきます。

まず初めに、総合保健福祉会館の登録団体の受付状況でございますけども、11月19日現在、総合保健福祉会館登録団体要項の第3条の2項の社会福祉協議会において、ボランティアグループ登録されて

いる団体11団体と、小地域福祉会として設立の届けをしている55団体、そして窓口で登録届けをされたのが24団体ございまして、合計90団体となっております。

会議室の貸館の状況でございますが、11月19日現在、会議室の使用申し込みが会議室1から4で86件、大会議室が21件、視聴覚室が11件、計118件ございます。これまでに86件、1,890人の方がご利用をされております。

続きまして、9月、10月の生き生きプラザ斑鳩の利用状況について詳しくご報告をさせていただきます。

まず、生き生きプラザ斑鳩の9月及び10月の入館者でございますが、9月が5,630人で、1日平均208人となっており、10月は5,085人で1日平均195人となっております。

施設別にみてみますと、保健センター関係でございますけれども、前回の委員会にもご説明させていただきましたように、9月はより多くの方に、生き生きプラザ斑鳩を知っていただくために、通常保健センターで行っております各種の事業を、この時期に集中をさせましたことから、9月では2,218人の方が、10月もほぼ同数の2,215人の方が検診や相談などで来られております。

続きまして喫茶コーナーにつきましては、虹の家、あゆみの家の両施設の方に運営をおまかせしておりますが、10月の中頃から軽食もはじめられております。利用者は館内の会議室の利用状況により多い少ないはございますけれども、1日平均50数人の利用があると聞いております。

子育てルームにつきましては、つどいの広場事業を毎日行っておりまして、9月が1,196人で、1日平均60人、10月が980人で1日平均52人の親子の利用がございます。

また正面玄関口でございます足湯は非常に評判がよく、9月が1,317人で1日平均60人、10月も1,392人で1日平均63人の方が利用をされております。利用されている方にお話を聞きますと「10分も入っていたら、体がホクホクと温まりとてもいい」とのこ

とで、近所の方も友達をお誘いの上利用されております。また利用者の方から利用時間を延長してほしいという要望がございまして、利用時間を当初の4時から5時までいたしました。

最後になりましたが、歩行浴室と介護浴室でございますけれども、お手元にお配りをしております資料1-1と1-2をご覧くださいと思います。歩行浴室と介助浴室の利用の案内となっています。

前回の委員会では、要綱ということでお話をさせていただきましたが、ご利用をしている間にいろいろと改善点もまた出てくることも考えられますことから、当面は内規で対応いたしまして、スムーズに運用ができるようになった時点で、要綱で行ってまいりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

まず資料1-1の歩行浴室の利用でございますけれども、利用条件として、まず町内在住で、要介護認定また要支援の認定を受けていないこと。2つ目といたしまして、満20歳以上の方で運動不足を感じている人、3つ目といたしまして施設の利用に支障がなく、一人で歩行浴が利用できる人となっております。

利用時間は、月曜日から金曜日の午前10時30分から午後4時までといたしまして、利用時間帯を3つの区分分けております。利用は男女別で1日1回とし、定員は2人以上5人までとしています。歩行浴室での運動時間は、安全のため1時間までとしています。

申込みにつきましては、利用日の2か月前から利用日前日までに開館日の午前9時から午後9時30分までに申し込むことになっておりまして、ただし、利用日の前日に申し込まれる場合は午後5時までとなっております。

資料の裏面に、利用の注意事項を載せておりまして、歩行浴室の場合必ず水着着用となっております。

歩行浴室につきましては、10月28日に健康運動指導士の指導のもと、歩行浴体験教室を21人が参加して行っております。

後日、参加者の方からは、「思った以上の運動量で、水圧で思うように歩けなかった。また大股で歩いたり、バックで歩いたり」と、あつ

という間の1時間で、自分の健康を守るため、また参加をしたい」というお手紙をいただいております。

歩行浴体験教室につきましては、この11月27日にも予定をしております。

次に、資料1-2をご覧くださいと思います。

介助浴室の利用案内となっております。利用条件として、まず町内在住で、高齢、概ね65才以上、または障害のため1人では家庭や公衆浴場での入浴が困難で、家族などの介助があれば入浴できる人としています。

利用時間は、月曜日から金曜日の午前10時30分から午後4時までとし、利用時間帯これも3つに分けております。

申込みにつきましては、歩行浴室の場合と同じになっております。

裏面につきましては利用の注意事項となっております。

歩行浴室・介護浴室の利用案内につきましては、11月広報のお知らせ版に掲載をするとともに、また生き生きプラザ斑鳩の総合窓口にもおきまして、住民の方に周知をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、今後もひとりでも多くの住民の方に、気軽にご来館いただけるよう、「明るく、親切、ていねい」を心がけ、来館者の皆様に接してまいりたいと考えております。

委員長 ただいま報告が終了しましたので、委員皆さんの方で質疑、ご意見があればお受けいたします。いかがでしょうか。

吉野委員。

吉野委員 このプラザに関しては、寺田課長さんが今報告されたとおり、私もいろいろと皆さんに聞いております。特に大変評判が良くて特に足湯については、本当にこれはいいもんだなという経験者の方がおっしゃっておられました。一つまあ、近くの方がどうしても多くなりまして、遠方の方にあんまり利用していただけてないのが、ちょっと残念だなと思いました。それから足湯の1箇所から熱いお湯が出てきて、ちょ

つとびっくりしたというような声もありましたが、これは私も実際入ってみましたところ、それほど火傷するほどのことではないのであれでいいんじゃないのかなと思ったりしております。それからもう一つ、歩行浴について私、議会で、この委員会の場所で3回質問させていただきまして、講師を、歩行浴の講師をつけてくれないのかという話を3回いたしました。今日、4回目話をしようという前段階で健康運動何でしたか、その方の指導が大変良かったと。実は私、何人かモニターをお願いしております、あとで話を聞きましたところ大変良かったと。講師そのものが、歩行浴必要なようなメタボな方だったけども、大変指導が良くて、先ほどおっしゃいますようにあっという間に終わってしまったと。モニターの方がおっしゃるには4人までだろうと、あそこで歩行浴やるのは、私が何回も質問させていただいたっていうのは、その点があったわけです。あの浴槽はたくさんの方が、あるいは実際に歩行浴をやるためには非常に狭すぎて、モニターの方がおっしゃるには、男ですと大股で3歩歩いたら壁に当たってしまうと、ですからこれはこういう講習のためにしか使うことはできないんじゃないのかなという思いがありまして、3回講師をつけてくれないかという質問をさせていただいたわけでありまして、今後もまたこのように、同じように講師付きの講習をぜひ希望者があれば行っていただきたいと思っております。その点ともう一つ、1回につき講習料っていうのはどのぐらいかかるものなのか、この点を質問させていただきます。

住民生活
部長

講師の評判がいいということでございます。先ほど寺田課長も申しましたように、もう1回、11月の27日に今度は対象者を20歳以上ということにしまして、この講習会を行います。また来年度以降につきましては、まだ講習を受けておられない方もおられますので、何回かは講習をしていきたいと、このように考えております。また講習料につきましては、半日で4万円という額でございますので、やはり予算もありますことから、今後回数を頻繁にということは少し難しいように考えておりますが、できる限り住民さんの健康のことでござい

ますので、講習会を開いていくようにしたいと考えております。以上です。

吉野委員 非常に高額な講習料なのでちょっとびっくりしましたが、先ほど申しましたとおり、このプールは講師があつてこそ初めて有効な大きさだろうと私は思いました。私がモニターお願いしている方は、民間のプールでよく歩行浴されている方ですので、その民間のプールでは今回ほどきちっとした講習を受けたことはなかったと、さすがに専門の人は違うもんだなということをおっしゃいました。ただし、ただ1回限りではなかなか覚えていないと、できれば壁にですね、簡単な人体図みたいなもんを書きまして、運動の順序などを貼り出してもらいたいと、あるいはビデオとかCDとかで講習者にお分けする、実費をとってお分けするようにしてもらったらどうだろうか、こういう提案もいただきました。その点も一つ今後考えてもらいたいと思います。以上です。

健康対策課長 吉野委員が申されておりますように、非常に歩行浴人気がございますので、今回、今現在、次の一般の歩行浴等申し込みを受付をしておりますけれども、たくさんの方が申し込みをされております。そして、一般の歩行浴につきまして、当然講師がつかない場合がございますので、浴室の壁にこういったどういう運動をするかというのをカラーで、今吉野委員が申されましたように、こうやって順番にちょっとこういう運動の方法を、水中ウォーキングまたは浴室の中での屈伸、そういった方法を壁に貼らせていただきまして、ご利用していただくかと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

委員長 他に。 木田委員。

木田委員 歩行浴なんですけどね、これ同じことやねんけども、1日に3回いうことですわな、ほんで最大で2人以上5人ということですね、そした

ら1日まあ15人いうことでっしゃろ。そしたら今も言うてはるように、申し込みが多いということであればね、15人ではとてもさばききれないのと違うのかなというふうに思うのと、それと同じ人がでんな、週に1回ぐらいしか来はらへんだらよろしいけど、これやっぱりリハビリみたいに思って毎日申し込まはった場合やったら、同じ人が同じ時間に毎日行きはるようなことになったら、他の人もそれほど入れへんように思うねんけど、その制限とか週に何日とかいう制限とか設けんでも、申し込みが多い言うてはる以上は、それで15人で消化できんのかなと、その心配しますねんけどどうですか。

住民生活 限られたスペースでございますので、安全上1日15人とするのは
部長 やむを得ないと考えております。それから同じ人が毎日来られるという場合につきましては、やはり申込者、1人でも多くの住民の方にご利用いただきたいということで、調整もしていかなければならないと考えておるところでございます。またそういった場合には、毎日来られる方につきましてもご協力を求めまして、あまり来られてない方を優先的に使っていただくようにという調整もさせていただきたいと考えております。

木田委員 これはある程度ね、リハビリを兼ねたっていうんですか、そういうことであればね、やはりできるだけ利用される方が数多く使えるようにですね、やっぱり考えていただかなければね、1週間にいっぺんぐらい歩行浴したって余り効果はないように思いますねんけどね、それとやっぱり日に3回で15人というのは、ちょっと少ないように思うねんけど、さっき吉野委員が言わはったように、4人ぐらいがもういっばいかなって言うてはるねんけど、それでも5人言うてはって、それで15人やから、かなりやっぱりその点については、手狭でなかなか利用者、申し込み多かったら、それを消化でけへんの違うかなってそういう心配あるねんけども、それについてはその調整だけで大丈夫やっていけんのかなっていう心配ありますねんけど、それ大丈夫です

やろね。

住民生活 調整につきましては、先ほど申しましたように、行っていくという
部長 ことで、できるだけ多くの方に利用していただくように、ご理解も求
めていきたいとこのように思っております。

木田委員 ご理解求めていきたいと思えますってね、やっぱりなんかこういう
ふうに文章かなんかで表しておかなければね、その本人さんにご理解
を求めていくいうたって、やっぱり貴重な税金で運営している以上は
ですね、そないして申込み来はったら、そなん1週間に1ペンやと
かいうことは言われへんのと違うんかなと思えますねんけど、その辺
まできちっと整備しとかないかんのと違うんかなと思うねんけども、
この人数いうもんはそれで大丈夫かなと思うねんけども。

住民生活 当面はしばらく様子を見させていただいたうえで、もしそういうケ
部長 ースが多いならば、この利用案内につきましてもそういったことを早
急に明記していくということで周知を図っていきたい、今はまだ募集
をしている最中でございますので、しばらく状況を見定めていきたい、
このように思っていますのでその後、委員がおっしゃるような状況が
ございましたら、利用案内にもそういったことを明記して協力を求め
ていくとこのような考えであります。以上でございます。

木田委員 とにかくやっぱりね、利用していただかなければいかんねんから、
ちゃんと1日何時間の間にできるだけ数多くの人にですな、利用して
いただけるように考えていただきたいなというふうにお願いしておき
たいと思えます。

それと、外のでんな足湯でっか、あれ何回も通らせてもろたら、い
つも7、8人から10人くらいずっと並んで入ってはんの見て、こ
れは盛況やな思っで見させてもおろてますねんけどね、これから寒い
冬になってきても、足さえ温もれば体は温もってそういう防寒対策い

うんか、そんなんは必要なんかなとは思いますが、あれで防寒対策とかは必要ないのかな。それについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

住民生活 それにつきましては、会館の利用者の方からもご意見いただいておりますので、足湯の囲いにつきましては、検討してまいりたいとこのように考えております。

委員長 他に。 小林委員。

小林委員 11月の歩行浴の体験教室でですね、20歳以上の人の運動不足を感じている人っていうふうに10月の方と対象が変わりましたが、現時点で20代、30代の方何人おられるかわかりますか。

健康対策 年代別には現在把握しておりませんが、現在、申し込み期限が25日までとなっております、女性の方の1日4グループに分けて歩行していただくわけなんですけども、男女それぞれ2グループずつに、ただ、女性の方の2グループにつきましては、現在満員の状態で11人の方がキャンセルを待っておられるという状態でございます。ただ年齢別には把握をちょっと申し訳ないですけどもしておりません。

委員長 よろしいですか、他。 西谷委員。

西谷委員 素朴に教えてほしいんですが。今、歩行浴好評でってことおっしゃってたんですが、私自身実際歩行浴、歩行浴室の説明を受けた時に自分の勘違いかしらんけど、介護とかリハビリみたいな感じで、要は水の中入って腰に負担をかからないっていうことの中で、そういう感じで受け取ってたんですが、利用条件の中で要介護認定とか要支援を受けてない人、健康づくり、体力づくりということで、運動不足っていうん

やったらわざわざ、これは私の私見なんですけど、体の不自由な方とかリハビリをせんならん人を逆に優先してこういうところ使うてもらわなあかんのんちゃうんかな。運動不足の人やったら別にここへこんでも、軽い軽スポーツや卓球っていう部分でそういうので運動不足っていうのは解消できるんであって、湯に入って暖めてそして浮力で腰に負担をかけんと歩く、足腰の筋肉をつけるっていう部分の中で、これは計画されたもんでないのかなと素朴に思うんですが、私の思い違いでしたかね。

健康対策
課長 この利用案内に、要介護状態認定をされた方はっていうことで載せていただいておりますけども、そうした方々は身体上、もしくは精神上の障害があるために、入浴とかまたは排泄、食事等の日常生活における基本的な動作の全部、もしくは一部について支援をっていうかそういうのが必要とされる方であると思っております。そうした中で、生き生きプラザいかるがの歩行浴の利用は、施設利用に支障がなく1人でそうした歩行浴ができるものとしておりまして、安全上考えまして、そうした方を利用の方から省いております。以上です。

西谷委員 私は確かに排便とかそういう関係もあるでしょうけども、少なくとも通常の状態、例えばリハビリを必要とするような、足腰のリハビリをするような人が、自由に使えるような形で、私は特に歩行浴っていうのは、他の行動と運動するのに何が違うのかっていったら、結局体全体を温めてできるっていうのと、体重の負荷をかけんと筋力トレーニングができるっていうことを考えたら、もっとこの歩行浴の利用については、リハビリができるようになっていうか、そういうところをもう少し重点で私はおくべきではないのかなって素朴に思うのと、それとここに書いてます安全のために1時間までの歩行浴やとしたら、この利用の時間帯、10時半からこれ4時になってますけれども、要は1時間で30分の交代の時間を見たら、もっと回数は増やせるのと違うかな。今、そんだけ利用が多いっていうことでしたらですよ。も

う少し町が公費を掛けて造った以上は、もっと積極的に使えるような方法、特に利用時間帯なんか自由にもう少し回数を増やすようなことは、私は容易にできるのん違うかなと思うんですが、その辺はどうですか。

健康対策
課長 先ほど申しましたけども、付け加えさせていただきますけども、要支援者であっても身体上に問題がございませんで、1人での歩行が可能でありましたら、そして歩行浴を希望される方でありましたら、それは保健士等の判断により利用していただくかなとは思っております。歩行浴の利用されますのに、どうしても2時間近くかかりますので最初の1回目につきましては10時半からと、そして1時間の運動をしていただきまして、そこから服を着替えたりした場合、どうしても3回が限度ではないかと考えます。毎日当然お湯も抜き替えて、翌朝張り替えますので、そうしたことも考えて3回とさせていただいております。

委員長 他に。 吉野委員。

吉野委員 何回も言って申し訳ないんですけど、あのプールの大きさっていいますのは、講師に歩行浴とはこういうものだということを知ってもらうためのプールの大きさだと私も思いますし、実際にそういう関係の方に聞きますと、おたくの生き生きプラザの浴槽どのぐらいの大きさかっていったら、これぐらいだと言いますと、やっぱりそれは歩行浴の方法を教えるためのものであって、実際に今、他の委員がおっしゃったように、あそこで歩行浴を一生懸命やってというものではないだろうと私は思います。ですから担当の方おっしゃるように、あそこでこういうものだということをきっちり教えて、またその人たちが、教えられた人たちが民間の、例えばいろいろありますね、プール、そこでそれを実践すると、こういう場所であると思いますので、その辺は担当の方から利用者さんの方にやはりお伝えしなければいけないんじゃない

ないかなと思います。実際にあそこで4人入ったらもう精一杯と、体力の差のある人が介護も必要である人も一緒に入って、実際に歩行浴で体を鍛えるっていうものではないということは、私最初から思っておりますので、どうしてもまたあそこへ何回も来て、体力を作るというものではないっていうことを、大変申し訳ないって言うか言いにくいことではしょうけども、利用者さんにはその旨申すしかあの大きさでは意味がないであろうと思います。以上です。

委員長 その考え方につきましてですね、いかがでしょうか。
寺田健康対策課長。

健康対策課長 今、吉野委員が申されますように、当然生き生きプラザの歩行浴は4人から5人が限度でございます。ただあのお風呂を作った以上、その浴槽に見合った形での利用をこれからも考えていきまして、その利用される方の健康増進ということで、その方がどういう運動をすれば健康が維持増進できるかということにつきまして考えて、これからも検討してまいりたいと思いますのでよろしく願いをいたします。

委員長 小林委員。

小林委員 先ほど吉野委員さんがおっしゃいましたけども、足湯の設定温度ですけれども、あれおそらく41度になってるというふうに聞いたんですけれども、外のあそこで41度ということはですね、たぶん建物の中で40もっと高い温度で設定温度で出して送り出していると思んですよ。送り出してるのが41度で、一般の人らが温まっているのに、定期的に突然足元から41度以上の熱湯が出てきたら、熱いというふうに感じて、驚ろかれる方がおられると思いますんでね、まあ実際そういう方がおられましたので、当初事務所の方に言いましたけども、またやはりなんらかの対応はしておかなければいけないのかなというふうに思いますので、またその対応よろしく願いいたします。

健康対策課長 当初から足湯の温度が42度で、館内からも42度、外でも42度という形で設定をしております。ただ時間が経つにつれて42度の温度はエコ給湯ですので、落ちていきますので、何度か落ちた時点で42度に上げますので、その上がった時点のお湯が42度の時点のお湯が直接足湯にいった時には、元々ぬるかったのが熱く感じられる方がおられるかと思っておりますので、その点当然急に熱い、熱いというか42度のお湯が出た場合、そう感じられる方もおられますので、ちょっとまたそういう点については配慮していきたいと考えております。

委員長 今回の質問と答弁でちょっと分かりにくかったんですけど、42度以上のお湯は出ないんですよね。

健康対策課長 42度で設定をしておりますので、42度以上のお湯が出ることはないはずですよ。ただそれまでの温度が低いので熱くは感じられると思います。

委員長 中川議長。

議長 定員は2人以上5人までっていうことなんですが、2人以上ということは、例えば私が20日の①の10時30分と電話させてもらいますわな、その時点で私が1番目ですわ、受付してくれはりまっしゃろ、その日の前日の9時半まで私1人やったら、そういう時の対応ってどないしはりまんの。2人以上やねんから。私1人だけの応募でんねや、ね、これ2人以上でっしゃろ、1人しかない時はその人に対して前日にどない対応しはりまんの。ないとも限りまへんやろ。

住民生活部長 一応申し込みの時点で2人以上ということでお願いをしたいと思っております。1人で申し込むというのは想定をしてないんです。

議 長 始めから私が申し込みをする時に、誰かAさんとBさんと2人で申し込みということでのんのか。1人単独では申し込みはできないと。

委員長 それとそしたら合わせましてですね、万が一ですよ、その2人で申し込みがあって、その後同じ日の同じ時間に2人ないし3人で申し込みがあった場合、その時間使いたいと、別のグループで5人の定員以内であれば、その時は利用は可能なのかどうか、1つのグループにしか貸さないのか、2つのグループが利用可能なのかそこのところはどんなふうに考えますか。

健康対策 それはもう可能です。5人以内ということで。

課長

委員長 中川議長。

議 長 さっきの続きやけどね、私誰も友達いてまへんのんや。そやけどこれ利用したいでんねんや。そんな人2人一緒にね、申し込み言われたら気の毒でっしょんか。

健康対策 ただ今の質問の件なんですけれども、現在受付を生き生きプラザの方でやっております、そのようなことがありました。そのようなことにつきましては、お1人で申し込みされた方については、生き生きプラザの方で調整をとらせていただいております。2人申し込みない場合については、前日にお1人しかいらっしやいませんで他のところで時間帯を調整していただけませんかというような、細かなご説明を現在のところしていただいております。今後利用者の方が増えることについてはこのようなことはないかと思えます。また現在歩行浴の体験学習をしておりますので、そのところで体験学習についてはかなりの人が希望者いますので、またお友達になっていただくようにご説明申し上げます。以上です。

住民生活 すいません、私の勘違いで。申し訳ございません。今、増井の方が
部長 申しましたとおり、1人でも申し込み受付させていただきまして、そ
それで調整を計ると、当日は2名以上でご利用いただくということでご
理解を賜りたいと思います。以上です。

議 長 そしたら前日までその1人のままやったら断るということで、また日
にち調整してくれということで後日に変更してもらおうと。それ1人で
はどんな弊害ありまんねん。2人やったらいいけど1人ではあかんい
う理由はなんでんねやろ。

住民生活 まず歩行浴室で常時見張りという職員を付けない、まあ見回りはす
部長 る予定でおりますけども、1人でもし事故が起こった場合に咄嗟の対
応ができないということでお2人以上と、中には緊急時のボタンも備
え付けておりますので、もう1人の方がそのボタンを押すことによっ
て、すぐに保健士等がまいりまして適切な対応していくという観点か
らお2人以上というふうにしております。

委員長 木田委員。

木田委員 今、1人でも申し込めるということなんですけどねんけども、例えばうち
の子なんかやったら、一応は水の中ちゅうんか、お湯の中で歩くこと
できますわね。だけどまあ言うたら私が一応連れて行ったらな、その
中へ入っていかれへんちゅうような場合はですね、介護ちゅうたらお
かしいけども一緒に行くような人は、やっぱり水着を持って行ってそ
の中へ入らんか、それやったらもう初めから2人で申し込まなあかん
ということなんのかね、やっぱ私入らんでも外で見てたら歩いたりす
ることは水ん中やったらそういうことは十分にできるから、そしたら
また私の分も1人余計に入れんの違うんかなと思うねんけど、そうい
う場合はどうないしたらよろしいんかな。

住民生活 はい。その場合には入っていただくように考えていきたいと思っ
部長 おります。

木田委員 いや、入っていただいて、わしが入ったら他の人が入れへんやん
か。

委員長 今、部長の答弁もういっぺんきちっと答弁していただけますか。ど
ういう理由からこういうふうにしていただくように考えているという
ことできちっと答弁していただけますか。

住民生活 お1人の方が監視役ということで、もう1人の方がご利用されると
部長 というケースでございますね。その場合にはお1人だけの利用であって
も、他の方が残りあと4名入れることになりましたが、その方がご利用
にいただいておっても、監視の方はしていただけるということで考え
ております。ただ他の4名の方で、もし監視っていいですか、一緒に入
っておられるのが嫌な場合には、またそれはそれで調整をさせてい
ただくことになろうかとは思いますが、一応今、私も申しましたのは、
想定しましたのはお1人が歩行浴を利用されそしてもう1人
の方が見ておられるというケースの場合は、ご利用をいただけるとい
うふうな考えで申し上げさせていただきました。以上です。

木田委員 ご利用いただいけるちゅうことは、浴槽の外の洗い場言うたらおか
しいけど、そこまでは入れるということかな。どういうこと。

委員長 ちょっと、きちっと決めとかないかんと思いますわ。もう付添いの
人一緒に入るんやったら入ってもらうとか、きちっと決めとかな、あ
んまりいいかげんなこと言うとなら、内規やけどね、そらちょっと
ややこしいから、一定必要な方については一緒に入ってくるの原
則やったら、原則にしとかなとね、あんまりややこしいこと言うて
調整、調整ばかり言うてたらちょっと難儀な事にならんかなと思う

んですけどね。もうちょっと整理の仕方があるん違うかなと。それとこの利用条件の中の書き方でね、要介護認定、要支援認定を受けていない人ってぼんと書いてあるでしょ。なんか私らこれ読んだら介護保険との絡みがなんかあるのかなとか、一瞬介護保険利用してたら利用したらあかんっていうことなんかなって、もうパーンと私は読んだらそういう受け取り方しましたんでね。なんか誤解を受けるん違うかなと、さっき言われたように要支援であれば、そしてまた今言われたように要支援1、2とか要介護1ぐらいの人で、一緒に家族付き添ってたら利用できるような状態の人もあるんちゃうんかなと思うんやけどね、そういうところと一緒に利用できることにするのかしないのかとか、もうちょっと内規でもね、きちっとその辺の基準一定持っとかんと今みたいに、この中でこっだけ言うただけでもいろいろな意見あるのに、これを住民さんとか持っていったらもっといろいろな意見あると思うんでね、混乱してくるん違うかなと、ちょっと心配してるんですけど。どうでしょうかね、その辺は。 芳村副町長。

副町長

利用についてはね、考え方として内規を示したわけですけどね、今、委員の皆さんからいろいろご意見いただいてね、いろんなケースが出てくるであろうと思います。そういうケースを一つ一つ想定してですね、さらにこの内規をですね精査してもらいたいなど、このように思います。この委員会においてもですね、そこまでできるならばまた内規を説明したい、このように思います。いろいろ想定さしてもろてね。

委員長

まあ、運営会議も来週あるようにも聞いておりますので、またその運営会議の中でもいろいろな各種団体さんなどの住民代表の方が、いろいろご意見でてくるのではないかなというふうには思いますけれども、またそちらの方でいろいろ出た意見につきましても、またその後の委員会でもご報告を是非ともいただけたらというふうに思います。

あと委員さんの方で更になにか。 吉野委員。

吉野委員 介添えの人も入れるのかどうかってことは前回の委員会で私が質問したら、入れますという回答いただいていますんで、当然そのままいいんじゃないんでしょうか。まあ一言言ってるだけです。

議長 さっき利用してもええ、入ってもええということやけど、入ってもええんか、そこで監視してもええんか、そこはつきりせえって今、委員長いうてはるねんから、はい、次いきまひよ。

委員長 とにかく整理。なにかありますか。 木田委員。

木田委員 やっぱり1人でも多くの人に利用してもらわなんちゅう、そういう主旨があるわけですよ。最高でも1日15人しか利用できないわけですよ。まあ言うたら、ね、そしたらでんな、なんとかそれを利用してもらおうと思ったら、段々少のうなっていくんやったらよろしいねんけど、好評につき段々増えてきたらでんな、そないしたら付き添いの人にも入ってもらおういうたら、もうそれで2人になってしまいますよ。そなんやったらあと3人しか入れへんだらでんな、そなら15人ぐらいすぐ埋まってしまうということになったらね、そしたら1週間に1ぺんとか、2週間に1ぺんとかいうような形になったら、そらあんまり健康増進とか、それには合うてきいひんのと違うかなと、やっぱりそういうふうなんは歩行浴とかいうのは、継続するのがやっぱり意味があってでんな、そなん1週間に1ぺんとか2週間に1ぺんやったらあんまり意味ないのんと違うんかなと思うからね。だから付添い介助者っていうんですか、そういう人でも入れる場合も、それはまあ、ある程度空いてる時やったら入ってもろてもいいんかしらんけどね。そやなかつたらやっぱり外でちゅうんか、外で見ていただかっていうのが、1人でも多くの人に利用してもらえちゅうふうを考えてええのんちゅうんかなと思いますねんけどね、まあそれはもうこれから、いろいろとまた考えてくれはったらええことやねんけども、私はそういうふうと思うねんけどね、そなん。

副町長 先ほどね、申し上げましたように、この利用についてですね、さらにいろいろケースということで例をあげてですね、そして1つにまとめたいと。これは確かに言われますように15人が物理的に限度ありますのでね、それ以上のこともできないし、そういうことも含めて想定したい、このように思います。

委員長 町としましてはね、やっぱり入浴中に事故があったりとか、なにかあった時に慌てて対応しなければならないということ、こういう安全確保の面はやっぱり一番重視しているのではないかなというふうに考えます。それですからまた今後運営会議もございますし、またいろいろご意見を利用者からも聞きながらまとめていっていただき、現在内規ということで進めていっていただく中で、これらいろいろ利用状況見るとまた内規ですのでね、いろいろ柔軟な対応をしながらまた今後きちとした要綱づくりを目指していただけたらというふうに考えてます。以上でよろしいでしょうか。

(な し)

委員長 そうしましたら、質疑を終結させていただきます。
本件につきましては、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、2. 12月定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

(1) 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

資料2をお手元に配布しておりますので、よろしくお願いいたしま

す。

内容につきましては、3枚目の要旨にもありますように、平成20年度の国の徴収金基準額表の改定が行われましたことから、当町の保育料徴収基準額表を同様に改正いたしまして、平成20年度から適用するものであります。

今回の改定の内容につきましては、国の徴収金基準額表の第1階層の定義に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者」を追加するものでございます。

これにつきましては、日本に引き上げることができず、引続き日本以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人の方の円滑な帰国を促進するため、また永住帰国した方の自立の支援を行うため、この法律の規定によりまして、支給給付を受けている世帯に対しまして、保育料においても生活保護世帯と同様に扱います。保育料の免除を行うものです。

2枚目の新旧対照表で説明いたしますと、この表の右側が旧となっておりますが、20年度の今年度の保育料徴収金基準額表となっております。この表につきましては、児童の属する世帯の階層区分と徴収金額、月額でございますが、これから構成されております。

階層区分は、第一階層から第7階層となっております。町独自に第4階層、第5階層、第6階層の3つの層につきましてそれぞれ1と2に分けております。全体で10階層となっております。

今回の改正では、この第1階層のアンダーラインを引いてある定義の変更でありまして、左側、これ新と書いておりますが、今回改正する部分でございます。要にこの部分だけ追加し20年度から適用するものでございます。

なお、21年度の保育料につきましては、国の保育単価の値上げ改定があるものの、保護者の経済的負担の軽減を図るため、20年度の保育料に据え置きさせていただきまして、今回は改定しないこといたします。

このことにつきましては、保育所運営委員会におきまして、ご説明をいたしまして、ご理解を得ているところでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。
よろしいですか。特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして次に(2)斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、及び、各課報告事項の(9)番目にこれに関係いたします、斑鳩町乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則については、条例の一部改正と、それに伴う施行規則の一部改正であることから、関連いたしますので、これらを一括して説明を受けたいというふうに思います。

それでは、理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例及び同条例施行規則の一部を改正する規則についてのご説明をいたしたいと思っております。

副町長の冒頭の挨拶にもございましたように、安心して子育てできる町づくりを推進していくため、その事業の充実の一環といたしまして、このたび乳幼児医療費助成の助成要件を拡大することといたしまして、現在小学校就学前の乳幼児にかかります医療費に対する助成に加え、平成21年4月からは小学生にかかります、入院の医療費に対する助成を加えるための改正でございます。

それでは資料3の2枚目、新旧対照表をご覧いただきたいと思いま

す。改正をいたします主な条文をご説明したいと思います。

まず、この条例の題名、乳幼児の後ろに等をつけまして、斑鳩町乳幼児等医療費助成条例と改めたいと考えております。

次に第1条におきまして、これまで乳幼児を対象としておりましたが1行目でございます、第1条の1行目でございますが、乳幼児を、乳幼児又は小学生等というふうに改めるものでございます。

次に助成要件でございますが、第2条の第2項でございます。これまでの乳幼児の定義に加えまして、小学生の定義を設けております。小学生等につきましては、6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。と定義をいたしております。

第3条の第1項でございます。3行目でございますが、医療に関する給付の次に（小学生等については入院に係るものに限る。）という文章を加えまして、入院の医療費が対象であるというふうに規定をするところでございます。

裏面でございますが、第4条、第6条、第8条の2につきましては、自動償還払いに係る部分でございますが、乳幼児を対象とする旨の規定の改正を行うものでございます。

資料3の1番最後のページをご覧くださいと思います。

参考資料といたしまして、乳幼児医療費助成の奈良県の補助対象事業と、斑鳩町の単独事業の区分を表した表を付けさせていただいております、これについてご説明申し上げます。

まず、現行制度でございますが、保護者の所得が一定基準以下の場合、奈良県の補助対象となりますが、県の補助制度では、一部負担金、1レセプト当たり500円、14日を超える入院の場合には1,000円でございますが、この部分については自己負担となっております、それを除いた金額が補助対象となります。参考資料の灰色の部分でございます。従いまして、この部分につきましては、県が5/10、町が5/10、半分半分の負担ということでございます。

その後の数字、1,180万円につきましては、平成20年度の当

初の予算額でございます。本町では、県の補助の対象とならない自己負担分につきましても助成をいたしておりまして、それは灰色の部分の下の部分でございます。更にその横の区分でございますが、右側でございますけれども、保護者の所得が一定基準を超えた場合であっても自己負担金も含めて全額医療費の助成を行っているところでございます。これが現行でございます、条例改正（案）の追加分という部分につきましては、下段のところでございます。現行の対象者に、さらに小学生の入院に係る医療費についても、町単独事業として今回助成していこうというものでございまして、保護者の所得制限はなく、自己負担金も含めて助成してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして資料9をご覧くださいと思います。資料9は斑鳩町乳幼児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則の案でございます。これにつきましては、先ほどご説明申し上げました医療費助成の対象を拡大する旨の、斑鳩町乳幼児医療費助成条例改正に伴いましてこの条例と整合を図るために、当施行規則の中の文言を整理するものでございます。基本的には乳幼児となっている部分、すべて乳幼児等と改めるというところでございます。

以上で、簡単ではございますが、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例及び同条例施行規則の一部を改正する規則についてのご説明をいたしました。よろしく願いいたします。

委員長

ただいま説明が終わりました。何かお聞きしたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。申し訳ございません。私の方から1点。

参考資料の3で、最後のページに参考で付けていただきました。ここでおおよそ斑鳩町が子育て支援のために、このグレーの部分から出てる部分ですね、町単独で頑張っていたら、さらに町単独で今回斑鳩町として頑張ろうということについては、おおいに子育て支援として結構な施策であるというふうには思っておりますが、申し訳な

いんですが、新たに入院に係る自己負担のところですね、斑鳩町が10分の10出していこうということですが、おおよそ上金額ある程度出てるんですけどね、ここ金額出てないんですが、おおよそ大体見込みとしてですね、今後予算にも係わってくると思うので、見込みつけておられるとは思いますが、件数や金額のおおよそのことがわかれば、大体どういう見込みをたてておられるのかお尋ねしておきたいなと思います。 植村国保医療課長。

国保医療課長 小学生の入院につきましてはおおよそ年間で50件、助成する金額で、おおよそ300万円程度と見込んでいるところでございます。

委員長 ありがとうございます。他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(3)といたしまして、斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 植村国保医療課長。

国保医療課長 斑鳩町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料4により、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、改正の内容の案でございますが、国民健康保険の出産育児一時金の額につきまして、現行は35万円なんですけど、それに3万円の加算をすることができる旨の改正を行いたいというふうに考えているところでございます。

2番といたしまして改正の理由でございますが、分娩時の医療事故によりまして、脳性麻痺となった乳児とその家族の経済的負担を速やかに補償し、また脳性麻痺発症の原因分析を行うことで、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的に、平成21年の

1月から、産科医療保障制度が実施されまして、同月の分娩から適用されることとなっております。この制度は、産科医療機関等が1件あたり3万円の掛金を支払いまして、万一事故があった場合に妊産婦やその子供に対しまして、3,000万円までの補償金が支払われる保険制度でございまして、掛金に相当する額が分娩費用に加算されることから、このたび出産育児一時金の支給額の増額ができるようにするものでございます。

なお、この国民健康保険の出産育児一時金につきましては、健康保険法での方向性が確定いたしましてから条例改正を行うのが通例となっております。現在厚生労働省におきましては、この3万円につきまして、一律3万円を加算して38万円とするのか、この産科補償医療制度に加入している医療機関での分娩に限り、3万円を加算するのか、現在まだ検討しているということでございまして、決定には至っておりません。このようなことから、本日の委員会におきましては、条例改正案をお示しすることができませんでしたことをご了解いただきたいと思っております。

それで、条例改正案が確定いたしましたら、議会に議案を提出したいと考えておりますが、その時期、場合によりましては、議会最終日に追加で提案させていただくということも考えられますので、委員の皆様にはあらかじめご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま説明が終わりました。非常に、また国のしてくることがややこしいことで、これ追加日程で扱えるんやったらいいけど、それもどうなんやろうとちょっと心配するような内容やなど、今説明聞いて思ったんですけども。委員の皆さんの中で、これに関しまして何かお尋ねになりたいことがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

委員の方からないようですので、また今後ですね、これらの動向については、担当課におかれましてはきちっと整理をしていただきまして、できるだけ会期中にきちっと処理できるのがあたりまえなんですけどね、これ1月からって、1月からしようと思ったら12月に間に合うてなかったらできないからね、本当にえらい殺生なやり方やなど、いつも常々思ってますけど、本当に1月からの適用といいながら今、現在12月議会にうまいこと間に合うのかどうかというような心配をせんといかんという地方議会としても、担当課としても大変な問題ですが、また詳細入り次第、議会中ですね、またご説明いただけるのであれば、そうしていただいて最終日に間に合うようでしたら、また取り扱いしていきたいというふうに考えますので。委員皆さんもそれによろしいございますか。

それでは、以上で12月定例会の付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終らせていただきます。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まず、(1)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長

それでは、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)の内、住民生活部に係りますものにつきまして、私の方からご説明させていただきます。

それでは、お手元に配布させていただいてます資料5によりまして説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

まず、下段の部分であります歳出からご説明申し上げます。

今回の補正予算では、4月にいたしました人事異動等に伴います精算を行うための人件費の補正を計上しております。

まず、その総活表で申しますと総務費では、住民課に係ります人件費所要額の299万3千円の減額でございます。また民生費では、福祉課、国保医療課に係ります人件費所要額の802万2千円の減額、

また衛生費では、健康対策課の保健師の採用、また人事異動に伴います人件費所要額、また環境対策課の人事異動等に伴います人件費所要額の合わせまして69万5千円の減額補正でございます。以上が人件費に伴います部分でございます。

人件費以外の内容につきまして、ご説明申し上げます。まず社会福祉総務費におきまして、国民健康保険事業への支援といたしまして、1,119万1千円の増額をお願いするものであります。

これにつきましては、国民健康保険事業特別会計における人件費及び出産育児一時金の予算補正に伴います国民健康保険事業繰出金の増額でございます。

次に、福祉基金への積立といたしまして、3万円の増額補正をお願いしております。

これにつきましては、歳入のところにもございます福祉費寄付金4万円をいただいておりますが、それを福祉基金への積立として3万円と、あと1万円につきましては児童福祉費への充当という形で寄付者からの意向もございまして、1万円を充当するというものでございます。また、老人憩の家運営費では、原油高騰によります燃料費の不足が生じたことから、50万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、医療対策費では、乳幼児の医療費助成金が受診件数の増加等によりまして、当初見込みを上回りますことから、591万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、障害福祉費では、障害者介護給付・訓練等給付費の支給におきまして、当初見込みより支給量が増えましたことから、1,249万9千円の増額をお願いするものであります。

さらに、介護保険事業繰出金では、介護保険事業特別会計におけます人事異動に伴います人件費の予算補正に伴いまして、260万1千円を減額するものであります。

また、児童手当費では、当初予定していました児童手当の交付見込みが当初見込みを上回りますことから、128万円の増額をお願いす

るものであります。

これは、0歳から小学校修了前の児童につきまして、前年度実績を基に児童手当の支給対象者を推計しておりましたが、新生児の増加19人や、また受給者の所得が下がったため限度額を超えた者が減ったというような理由から支給対象者が増加したものでございます。

次に、保育園費では、園児の入園状況に合わせて、適切な臨時保育士の配置や産休代替臨時保育士の雇用を行ったことから、当初見込みの通勤手当、また賃金が不足しますことから、臨時保育士の賃金等で338万9千円の増額をお願いするものでございます。

次に、歳入でございます。上の段でございます。国庫支出金では、民生費国庫負担金で児童手当の交付見込額が当初見込みを上回ることから、児童手当負担金といたしまして41万7千円の増額でございます。そこにあります被用者児童手当負担金から下に5段、5列です、非被用者小学校修了前特例給付負担金これを合わせまして、41万7千円の増額となるところでございます。

次に、先の歳出補正で説明しました障害者介護給付・訓練等給付費の支給が当初見込みより上回ることから、自立支援給付費負担金624万9千円を増額するものでございます。

次に、県支出金では、民生費県負担金において、国庫負担金と同じ理由によりまして、児童手当負担金43万1千円、自立支援給付費負担金312万4千円を増額するものでございます。

さらに、民生費県補助金では、乳幼児医療費助成金が当初見込みより上回ることから、276万4千円を増額をお願いするものであります。

次に、寄附金では、福祉費寄附金としまして、3名の方からご寄附をいただいたことから4万円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長

ただいま報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあ

れば、お受けいたします。いかがでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に（２）平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、人事異動等に伴います人件費、制度改正に伴います電算システムの改修経費、また分娩人数、出産の人数の増加に伴います出産育児一時金の増加に係る補正をお願いするものでございます。

それでは補正の内容について資料６をもってご説明をいたします。

まず下段の歳出からご説明申し上げたいと思います。

第１款の総務費でございます。

人事異動等に伴います人件費所要額といたしまして、７６９万１千円の増額をお願いするものでございます。

また、一般管理内部事務といたしまして、７０歳～７４歳の自己負担凍結の延長でありますとか、所得判定変更等に伴います電算システムの改修にかかる経費といたしまして、１５万８千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第２款の保険給付費でございますが、出産育児一時金でございます。分娩人数の増加に伴いまして５２５万円の増額をお願いしたいと考えているところでございます。

次に歳入をご説明いたしたいと思います。

第２款の国庫支出金でございます。３５万２千円の増額でございます。

歳出でご説明いたしました電算システムの改修に係る経費の補助、

及び既に当初予算では計上済みでございます、受給者証の再交付の経費につきましても補助の対象となりますことから、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の受け入れをしたいと考えているところでございます。

次に、第8款繰入金でございます。一般会計繰入金でございます。

職員給与費繰入金といたしまして、歳出の人件費所要額に係ります分で769万1千円の増額を、又、出産育児一時金につきましては、2/3は一般会計が負担することとなっておりますため、その分といたしまして、350万円の増額をお願いするものでございます。

最後に、第10款の諸収入の雑入でございますが、ただいまご説明いたしました、歳入と歳出の差として155万6千円の増額をお願いしたいと考えているところでございます。

以上簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。特にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして（3）平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 平成20年度斑鳩町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。

内容につきましては、介護保険事業の一般管理内部事務におきまして、4月の人事異動に伴います人件費の減額によりまして、歳入にお

いては一般会計繰入金、歳出においては職員の給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金の減額補正であります。

それではお手元に配布しております資料7によりましてご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明させていただきます。

第1款総務費のうち、総務管理費、一般管理費におきまして、人事異動による影響によりまして給料、職員手当等が余ることになりまして、260万1千円を減額するものでございます。

次に、歳入でございます。

繰入金としまして、一般会計繰入金におきまして、歳出補正で説明しましたように給料等で減額となったことから、職員給与費繰入金におきまして、260万1千円を減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成20年度斑鳩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。なにか質疑、ご意見などはございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして（4）平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容は、制度改正に伴います電算システムの改修経費に係るものでございます。

それでは補正の内容につきまして資料8に基づきましてご説明申し上げます。

まず下段の歳出からご説明申し上げます。

第1款、総務費で252万円の増額をお願いするものでございます。

これは平成21年度以降の保険料の軽減措置等特別対策に対応するためのものでございます。その内容の主なものにつきましては、現在、保険料の均等割額7割軽減対象者の一部につきまして、21年度以降は9割軽減とすること。また、低所得の方の保険料の所得割額を50パーセントに軽減すること。あるいは被用者保険の被扶養者だった人の保険料の所得割額を9割軽減現在しておりますが、これを継続させていくということなどにかかるものでございます。

次に歳入でございます。第6款の国庫支出金で252万円の増額をお願いするものでございます。

歳出でご説明いたしました電算システム改修に対します国庫補助金で、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金を受けるものでございまして、100パーセントの補助というふうに聞いているところでございます。

以上で平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長

報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、次に進む前にここで一旦休憩に入りたいと思います。3時10分まで休憩とさせていただきます。

(午後2時54分 休憩)

(午後 3 時 1 0 分 再開)

委員長

それでは再開をいたします。続きまして、各課報告事項の(5)社会福祉協議会の訪問介護及び訪問入浴介護事業の撤退について、報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

社会福祉協議会の訪問介護及び訪問入浴介護事業の撤退について、ご説明させていただきます。社会福祉協議会の訪問介護及び訪問入浴介護事業の撤退につきましては、11月4日の社会福祉協議会理事会で正式に決定されたものでございます。その報告をさせていただきます。

社協は、介護保険制度が実施されました当初、平成12年からですが町の要請もありまして、介護保険事業に参入し、制度施行当時、まだ町内のサービス事業者が多くなく、サービス提供を充足させるため事業を行ってまいりました。

しかし、最近では町内の事業所も多くなり、民間事業者のサービス提供量が増えたことから、社協のサービス提供も年々少なくなってきております。平成19年度の決算状況では、居宅介護支援及び訪問入浴介護事業では赤字運営となっており、訪問介護事業の黒字分をもって補填し、また不足する部分は財政調整基金の取り崩しによりまして運営している状況となっております。黒字であります訪問介護事業につきましても、町内の占有率は平成15年の1番多い時で59%から、今年は5%ほどに激減をしておるところでございまして、登録ヘルパーも4人と今現在になっており、今後の事業運営はむずかし状況であります。このことから、各事業の運営につきまして、継続は難しい状況となっております。

社協では平成20年度から24年度を計画期間といたします、第3次発展・強化計画を今推進されておりました、この計画の中において、平成20年度は介護保険事業の見直しを検討する年とされておりました。

て、また、町の介護保険事業計画も現在、第4期事業計画の策定を進めているところでありますが、その運営協議会の中にでも社協の方から事業撤退の説明がなされ、委員の方からは特段の意見もなかったところでございます。

その後、社協において慎重に検討を重ねられました結果、この11月4日の評議員会、理事会において諮られ、今年度末をもって、訪問介護・介護予防訪問介護及び訪問入浴介護の3事業の撤退、居宅介護支援事業については、社協らしさが活かせる事業であることから、社協の第3次発展・強化計画期間の終了年度の平成24年度まで、もうしばらく継続していくことを決められましたので、この委員会において報告させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。

西谷委員。

西谷委員 撤退してこれまで赤字分については補填してたつていうことですが、実際延べどれぐらいの金額の補填をしてたんですか。

委員長 訪問介護は黒字だったけれども、居宅支援事業と訪問入浴の方で赤字だったということをおっしゃられてますが、各事業の明確な数字が一定わかるようであれば、ご報告いただければと思います。

住民生活 のちほど報告させていただきたいと思います。

部長

委員長 その辺の各事業の状況ですね、金額などについては後刻ということですので、他になにか。 中川議長。

議 長 ちょっと今勝手させてもおてまして説明聞いてませんでしたけど、これ住民の人で社協の訪問介護及び訪問入浴の利用者は何名おられま

してんやろ。

住民生活 平成20年度で、直近で申し上げますと、訪問介護につきましては
部長 20名の方おられます。それから訪問入浴介護につきましては9名の方
がご利用されております。

議 長 この利用者の方については、社協が撤退するということについてどの
ような負担が生じるのか教えていただけますか。

住民生活 訪問介護につきましては、町内に事業所も多くできてきております。
部長 約10ヶ所ほど出てきておりますので、それぞれ訪問介護をご利用さ
れている方と社会福祉協議会が移行のお話をさせていただいて、その
利用者の方の一番ふさわしいところへ紹介をさせていただくというふう
に考えております。また訪問入浴につきましても、近隣では河合町
とかあと広陵町、奈良市、香芝市で訪問入浴介護をされておりますので、
そちらの方の施設につきましては、移行の方を社協の方で話をさせて
いただくというふうになっております。

議 長 逆に携わってた介護士さんっていうのかな、登録されている方の新
たな仕事の紹介いうんですか、そういう方も手助けしたってもうてま
すの。

住民生活 訪問介護におきましては、職員につきましては、常勤が2名それか
部長 ら非常勤の方が5名おられます。訪問入浴につきましても非常勤の方
が4名おられます。その中で、職員の運営をされてますが、非常勤の方
につきましては嘱託職員でございますので、1年契約ということで
来年度からは契約をしない。あと職員につきましては、正規職員につ
きましては、また内部で、その社会福祉協議会としてできる仕事の範囲
の中で雇用していくのか、またはもうお辞めになるのか、そこらは社
会福祉協議会の中で対応を考えるということになっております。

議 長 1年雇用の方、他の業種もありましたが、今回の場合も正規職員の方もね、やっぱり今の収入の中で生活をされている方なんで、またその後、その人らの生活に支障のないようにできるだけ範囲、行政の方も手助けして行ってあげていただきたいということをお願いしておきます。

委員長 他に委員皆さんの方で、なにかご質疑はございませんでしょうか。
木田委員。

木田委員 訪問入浴のね、車両ありますわな。あれはどういうふうに処分しよう、処分ちゅうんかあの、しようと思っってはんのかね。もうだいぶ年数も経っていると思うねんけど、もう廃車にしようと思っってはんのか、またオークションでもかけようと思っってはんのか。

福祉課長 今質問していただきましたように、かなり古い車両でございまして、廃車になる予定ということで聞いております。

委員長 他にございませんか。
ないようでしたらちょっと1点私の方から。
訪問介護は黒字だったと。居宅支援事業、先ほど西谷委員の方から数字的なことがあって、後刻、報告ということは申されたんですが。社協っていうのは斑鳩町としましてもですね、本当に補助金をたくさん出しております協議会でございますが、介護保険の関係での委託なども行ってありますが、来年度の予算編成する中でですね、これらの事業を撤退されることによって、斑鳩町として社協に対する補助金などの影響もでてくるのではないかな。事業はせえへんけど職員はおるとか、そんな状態になった場合ですね、補助金との関係で言えば斑鳩町の負担が増えるのではないかなというようなこともちょっと私この話をお聞きする中で感じておったんですが、この辺はどのように町は

見ておられますか。

住民生活
部長

今後の撤退した後の社協のあり方ということでございますけども、社協におきましては本来の社協の業務を重点的にやっていきたいということで、例えば小地域福祉会または自治会単位で、小地域福祉会の育成にあたるということで、住民懇談会を実施をされるとか、あと小地域福祉会への助成の充実、助成といいますか助成金の充実、例えば集会をされる時にそういう集会所の借り上げの補助をしていくとか、そういった、あと要約筆記の養成講座の開催とか、いろいろ事業を考えておられます。そういった中で人件費の方見定めていきまして、職員の退職もありますけども、適切な補助金を支払っていききたいと、このように考えております。本来の社協としての地域福祉の充実には、従事を、一層努力されるということをお願いしておりますので、予算の段階ではその辺を精査してまいりたいとこのように考えております。

委員長

ということは、今現在では町としては来年度の予算に関してこの影響っていうのは、今名言を避けられたわけですが、私としてはね、その辺は今までから議会でも、やっぱり補助金をたくさん出している団体のあり方はどうなのか、ということに合わせて、議会の中でもこの社協さんがね、各世帯や各個人、法人から会費をおとりになってね、今まさに議会としても社協さんの方の会員になって会費を払うとかいう、そんなこととか、私らも協力してやらせてもらってますねん。だから利益など生み出すためにやってはんのが各種事業所ですけども、やっぱり利益だけにとらわれず社会福祉法人として、そしてまた町からも、また町民からもバックアップされながら運営をされている社協さんが、撤退をするということに、どれぐらいの町民さんに対する影響があるかっていうことはね、ほんとに慎重に行って慎重に考えなあかんねんけども、もう理事者側からは、理事会で決定されました、で、委員会で報告しときます、ぐらいでね。どんな受止め町がしてんのかっていうのは私ら全然見えないんです。町の方がそれについてどう受

止めてはんのやろというのが全然見えないっていうことについてはね、ちょっと、もうちょっと町としても私らその補助金も多額に出してる、そして1人1人からも会費もらうってとってはるんですよ。そういう団体ですからもっと町として受止めきっちりやってもらって、この撤退した後の、じゃあ町へどんな影響出るか、町民さんにどんな影響でるか、もっと詳しくね、調査して私たちにも報告、やっぱり町の姿勢として、していただけたら、していただくべくだというふうに思いますので、その辺のところ、また聞かせていただきますが、とりあえず西谷委員がおっしゃられた数字については後刻、提出をしていただきたいと思います。私もその数字を見ながら今後の社協さんに町として補助金どう出していかないかんのか動向ちゃんと見定めなあかなというふうには思ってますので、撤退しはるわ、事業は縮小するわ、補助金は増えるわて、そんなことになんのかなって、ちょっとそういう心配を私もしておりますのでね。また、今後また更に詳しく調査の方町としてもしていただきたい、私たちもそういう認識をきちっと持っていきたいと思いますのでよろしく願いをしておきたいと思います。

他に委員さんの方から。 西川福祉課長。

福祉課長

先ほど西谷委員の方からご質問ございました数字でございますが、19年度の決算、数値で持っておりますんで数値を説明させていただきます。

訪問介護事業では609万7千円程度の黒字となっております。先ほど言いました唯一黒字というのは訪問介護事業でございます。それと居宅介護支援事業、これにつきましては475万6千円程度の赤字となっております。同じく訪問入浴介護事業につきましても、215万4千円程度の赤字ということでございます。差引きしまして81万3千円の赤字と、19年度決算ではこのようになっております。この赤字分につきましては、財政調整基金の方から補填されたということで聞いております。以上でございます。

西谷委員　これ、もっとすごい赤字なんかだと、81万の赤字。こん中には人件費とかそんなんも含めてこれだけやっていうことですね。

福祉課長　はい、そうです。

西谷委員　わかりました。

委員長　すいません。私の方から、財政調整基金から補填をされているというのですが、財政調整基金はどれぐらいお持ちになってるんでしょうか。　西川福祉課長。

福祉課長　今現在の数字でございますが、2,162万円となっております。

委員長　今後も、やっぱり住民サービスということについて、営利企業ではできないことを社協にどう行ってもらえるかっていうふうな考え方で私たち今まで見てきたんですけどね。住民さんに影響がでる、特に訪問入浴介護事業なんか近隣って言わはったけど、ほんまの近隣いうたら河合町だけでね、奈良市、広陵町、香芝って遠いですやんか。いっつも近隣やいう感覚ないんです、河合町はかろうじてね、まあ近隣かなと思うんですけど。本当に9名の方が今までこれによって入れてた方が入れなくなるっていうことについては絶対避けなければならぬ、入浴っていうのが本当に気持ちのいいものらしいですのでね。このサービスが受けれるように、町としても町民さんの利用に関して細心の努力をしていっていただきたいなど。社協まかせではなくてね、町としても利用されていた方、訪問介護についてもね、複数利用されている場合っていうのは介護保険の関係でもあるんですけど、どうも聞くとところによると社協のみを利用されてたという訪問介護ね、そんな方も数人いらっしゃるように聞いてますけれど、その方たちが果たして他の事業所で訪問介護受けることができるんかどうか、それもちょ

っと心配ですので、そういうことも含めましてちょっと現状きちっと見ていていただきたいなど。町民さんのサービス利用低下を招かないような最善の努力を、町としてもしていただけたらというふうには思っております。

他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長 他にないようですので、続きまして（６）保育園給食における事故米の混入について、報告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 ９月２５日に奈良県内で事故米が給食に使用されたと報道されました件につきまして、その経緯について報告いたします。

先に、現地調査の時に委員の皆様には部長からお話をしておりますが、ここで正式に報告させていただきます。

この報道は、島田化学工業株式会社が政府から購入したカビの生えた事故米の一部を米でん粉に加工しまして、平成１５年から１９年にすぐる食品株式会社に食用として転売していましたということでございます。

このすぐる食品が製造いたしました、たまご加工品には、この事故米の米でん粉が混入した可能性がある商品が含まれておるということで、県内の小中学校の学校給食で使用されていたという情報が、９月２５日に県教育委員会事務局から入りました。

斑鳩町のたつた、あわ両保育園でも事故米が混入した可能性のある食材、厚焼き卵でございますが、今年の５月１３日と５月２７日の両日に、給食の献立として出していたことが分かりました。

この、厚焼き卵には、一般カビが混入した米を使って製造した、米でん粉を卵焼きのつなぎに使っている可能性があるということが分かりました。しかし、一般カビが混入した米であることから、健康に重大な影響がでることはないということもその時に分かりました。

その後、調査を行いまして、9月30日に農林水産省から事故米でん粉の製造年月日を特定された結果、事故米のでん粉は、賞味期限が2006年2月16日から2006年3月16日と、その間に使った製品に使用されたことが分かりました。たつた、あわ保育園では使用したのは今年の5月13日と5月27日の食材、厚焼き卵でございましたことから、この事故米の混入が無いということがはっきりと分かりました。

この件につきましては、保護者の方には、県教育委員会より連絡があった9月25日に保護者会会長に報告するとともに、保育園に張り紙等をいたしまして、保護者の方にも周知いたしました。また、事故米の混入が無いことが分かった9月30日にも、張り紙をして事故米の混入は無いことを、保護者の皆様方に説明したところでございます。

今後も、給食の食材につきましては、栄養士、調理員により発注から納品まで万全を期してまいりますので、よろしくご理解の程お願いいたします。以上、事故米につきましての報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、続きまして(7)保育士の採用試験の実施について、報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 保育士、正規職員の採用試験を実施することになりましたので、ご報告いたします。

この件につきましても、先に現地調査の時に委員の皆様には部長からお話しておりますとおりでございますが、ここで正式に報告させ

ていただきます。

19年度末に3名の保育士の退職がありまして、保育園の正規職員の保育士数が、現在20名となっております。平成17年の時には24人という数字でございましたことから、4人の減と今現在となっております。

また、臨時職員の保育士は、現在30人を採用しておりまして、17年度では正規職員と臨時職員の比率は1対1ということでしたが、20年度、今年につきましては、その比率が正職員2、臨時職員3ということになっております。

このため、来年度の退職希望者もあることから、今後の保育園の運営を考える中で、正規職員の採用試験を実施することといたしました。

既に、11月広報で募集を行っておりまして、募集期間は11月4日から11月18日までとなっております。試験の方は第1次試験が11月23日を予定しておりまして、採用人数につきましては若干名となっております。

すでに申し込みは終わっておりますが、今、締切り時点で33名の方の申し込みがあった状況でございます。

以上、保育士の採用試験の実施についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。 中川議長。

議長 臨時職員の先生が30名っておっしゃったけど、今、申し込みが33の内の30というのは、ほとんど臨時職員の先生が入ってますのやろ。

住民生活 臨時職員、今、来ていただいております臨時保育士は14名の方が今回部長 受けておられます。33名の内14名の方が受験をされるということです。

委員長 他に何かお尋ねになりたいことはございますか。

(な し)

委員長 それでは、ないようですので(8)災害時に備えた実態調査について、報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 高齢者の方や障害者の方、在宅要支援者の地震時等における災害発生時の安全確保のため、アンケート調査による、災害時に備えた実態調査を実施しておりましたが、その後の作業の進捗状況につきまして報告させていただきます。

まず、アンケート調査の実施でございます。これにつきましては先に実施後に委員会でも報告させていただきます。4,252人の方にアンケート票を送りまして、2,954人の方から回答があったところでございます。

調査項目につきましては、要支援者ご本人の住所でありますとか、生年月日や同居されている家族の方、緊急連絡先等の情報、また安否確認が必要か必要でないか、またその理由、アンケート情報を提供に同意されるかされないか、その後の聞き取り調査にも協力できるかできないか、というような具体的な記入を求めるものとなっております。

2,954人の方の回答がございまして、その2,954人分の情報を一人ひとりの個人シートに入力を今現在終わりました。要支援者リストの作成が終わったところでございます。

今後、役場内の内部検討部会におきまして、一人ひとりの避難支援プラン(個別計画)を策定する作業に向け今、検討を始めたところでございます。

避難支援プランにつきましては、個別調査票によりまして、要援護者宅をもう一度訪問いたしまして、一人ひとりのきめ細かな情報、避難場所をどこに定めますとか、避難経路はどこを通られるとか、今か

かっておられる医療機関はどこであるとか、また今利用されているお薬はあるとか、また介護、または障害のサービスを受けられている状況等も、また住んでおられます住居の構造でありますとか、普段おられます部屋、また寝室の位置等を各家庭を訪問いたしまして収集しようと考えております。さらに、どのような支援が必要かをまた確認させていただきまして、避難支援者を1人の方に2人程度決めていくなどの作業を今後進めていきたいというふうに考えております。

最終的には、この個別要援護者プランによりまして必要事項を、さらに今先ほど申しました要援護者リストに追加いたしまして、災害時要援護者リストを完成させてまいりたいと考えております。完成後関係機関、民生児童委員さんでありますとか、小地域福祉会、自主防災組織などに提供してまいりたいと考えております。その提供につきましては6月ぐらいになる予定という形で今考えているところでございます。

以上簡単ではございますが、災害時に備えた実態調査を、今の結果報告という形でさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、経過のご報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。

吉野委員。

吉野委員 今伺ったことはソフト面っていうんですか、だと思っんですけども。この質問するのはこれで3回目になるんですけども。生き生きプラザを激甚災害時の住民の一時避難場所とか、また生活の場所とするというご回答を前にいただいたことがあります。で、前回の委員会でしたか、あそこをどのように災害時にどのように利用するかっていうことに関しては今準備は進んでますでしょうか。

福祉課長 今、生き生きプラザの方につきましては、避難場所に指定を、その後行いまして、今その周知の看板を施設の前に立てたところでござい

ます。また、その避難場所としての活用につきましては、今現在また備蓄する品物でありますとか、そういうものも今後揃えていかねばなりませんので、今先ほど申しました内部でもそういう検討も今進めているところでございますので、よろしくご理解の程お願いいたします。

委員長 他に。木田委員。

木田委員 今、生き生きプラザをね、災害の緊急避難場所に指定したっていうてはりますねんけど、あれ壁が少のうてほとんどガラス張りでっしゃろ。ほんならその耐震っちゅうんかね、その地震の揺れによってはガラス、どんだけのガラス入ってんの、5ミリか1センチか知らんけど、それによってかなりのガラスが割れたりとかいう、そういうなが出てくると思いますねんけども、そういう点においては大丈夫かなっていうちょっと今、聞いて心配してますねんけど、それは大丈夫ですかな。

副町長 先般も、木田委員が生き生きプラザの建築についてのご心配いただきまして、その時は大丈夫ということをお答えしたつもりでございます。生き生きプラザにつきましては、新耐震、より新しく基準が設けられました。それを基に設計されておりますので、風圧等によるガラス、また風圧等による瓦、これは飛んでいくということはほぼ考えられないと、このように思っております。

委員長 他にはございませんでしょうか。 小林委員。

小林委員 社協の方に登録されている災害ボランティアの方々、よく講習会とかいろいろ行かれて頑張っておられますけれども、内部の検討会にはこういう斑鳩町内の災害ボランティアグループの方に関わっていただく予定はあるんでしょうか。

福祉課長 先ほど申しました内部の検討会につきましては、個別訪問する調査表の検討でありますとか、個々の支援のプランを作る検討でございます。今後、そのボランティアの方には要援護者リストとか出来ました時にはそれぞれ各地域におけますそういう関係者の方に配布する、これもどの方に配布するかも今後検討していくところでございますが、その中でまたリストも活用していただけるようにしていきたいというふうに考えております。

小林委員 確認したいんですけれども、町としては災害ボランティアの方々は福祉ボランティア活動をされているというふうに認識されているのでしょうか。

委員長 再度、小林委員。

小林委員 と申しますのは、社協の方の登録団体は必ず福祉ボランティアじゃないとだめということですのでね。災害時そういうふうに斑鳩町民のために頑張っていただけのグループをすんなりと、そういうグループをですね、今の段階ではすんなりと社協の方では福祉ボランティアとしてすんなりと認めていただけない現状ありますので、町としていずれそういうふうをお願いするのであれば、今の段階でどういうふうに災害ボランティアの位置付けをされているのかなと思ひまして、質問させていただきます。

住民生活部長 災害ボランティアにつきましては、社会福祉協議会の方では、福祉団体とは別にボランティア団体ということで位置付けをされているようでございます。町としましては生き生きプラザの団体登録でも、災害ボランティアグループにつきましては福祉団体ということで登録をさせていただいておりますので、町としましては福祉団体という理解をしているところでございます。

委員長 他に、なにかございましたらお受けいたしますが。
吉野委員。

吉野委員 先ほどの、生き生きプラザを一時避難場所にするということで聞いてますが。テレビとかいろいろ勉強しておりますと、災害の起きた時にこの地域の人はこちらへというようなことではどうてい遅いと、最初の発生時にきちっとしたシュミレーションができてなきゃならないということです、当然いろいろと研究されていることと思いきども、例えば、昭和町はここ、笠町はここ、神南はここっていうぐらいにきちっと区分けなどもしていただいて、それから備蓄品については現在どうなっているかわかりませんが、なるべく早急に向こうの生き生きプラザの方に移していただいて、実際にいつ災害が起きるかわからないわけですから、ちょっとスピードを持って対処していただきたいと思います。要望です。

委員長 他に、よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進めさせていただきます。各課報告事項の(9)につきましては先ほど合わせて報告受けましたので、その次の(10)後期高齢者医療制度等の見直しについて、報告を求めます。
植村国保医療課長。

国保医療課長 後期高齢者医療制度及び国民健康保険等の医療保険制度の高齢者の負担につきましては、まず6月に見直しが行われましたが、それにつきましては8月の本委員会で報告をさせていただいております。このたびその追加の方針が示されましたので、今回ご報告を申し上げますのでございます。それでは資料10をご覧くださいと思います。
国におきまして平成21年、あるいは21年度におけます高齢者医

療の負担のありかたが取りまとめられましたので、その内容をご報告いたします。主に4点でございます。まず1点目です。70歳から74歳の方の医療費の割合、一定以上の所得のある方を除く場合ですが、この医療費の自己負担割合は平成21年3月までは1割とされております。法律上は2割と規定されていますが、特別措置で1割となっております。この措置につきまして、平成22年3月まで継続する、つまり21年度におきましても1割負担となるということでございます。

2点目です。事業所などの被用者保険、政府管掌健康保険でありますとか、組合健康保険などですけれども、その被扶養者から後期高齢者医療制度に移行した人の、その後期高齢者医療の保険料につきましては、当初2年間所得割額の負担はなく、均等割額が5割減額となっております。平成20年度に限りまして、上半期は所得割の負担がない上にですね、均等割額の負担もないということです。更に下半期につきましては9割減額となっております。平成21年度におきましても、この均等割額の9割減額を継続するということが今回取りまとめられたものでございます。

3点目です。月の途中で75歳となりまして、後期高齢者医療制度に移行した場合、その月に限りですが、後期高齢者医療制度とその直前の加入医療保険におけます自己負担の限度額につきまして、それぞれ本来の額の2分の1と設定すると改められまして、これにより自己負担額が減額されるということでございます。この措置につきましては、平成21年1月から実施されることとなっておりますが、20年4月から12月についても遡及して同様の取り扱いとすることとなっております。

4点目でございます。高齢者の医療費の自己負担金の3割負担の判定につきましては、現在後期高齢者医療の被保険者の場合は、その世帯の中の後期高齢者医療被保険者の所得及び収入により決定、また70歳から74歳までの国民健康保険の被保険者につきましては、その世帯の70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の所得及び収入

により判定をいたしております。この判定で3割負担となった方につきましては、その世帯の70歳以上、後期高齢者の場合であれば世帯の70歳以上の方すべて、国民健康保険の場合には国民健康保険の被保険者及び国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、70歳以上の方の収入が一定の基準を下回った場合には、平成21年1月以後、1割負担に判定変えをするということでございます。これにつきましては、非常に難しい制度ですので、裏面にですね、決定方法を表にさせていただいております。繰り返しになるかもしれませんが改めてご説明をさせていただきます。まず高齢者の医療費の自己負担割合を1割なのか3割なのか決定する際には、後期高齢者の場合には、その世帯の後期高齢者医療被保険者のいずれかの、例えば夫婦の場合であれば、夫か妻かどちらかの課税所得、あるいは国民健康保険の場合も、その70歳から74歳の国民健康保険被保険者のいずれかの課税所得が、まず145万未満であれば1割負担と決定いたします。145万以上であれば一旦3割と決定いたします。その後、その方たちの収入の合計が1人の場合で383万未満であれば1割負担に判定変えをいたします。2人以上の場合ですと520万未満の場合1割負担に判定変えをいたします。それ以外の方は3割負担がそのままいうこととなりますが、今回の方針の変更で、グレーになった部分が新たに付け加わったものです。先ほどもご説明いたしましたように、後期高齢者医療の場合には70歳以上の方全員の収入、あるいは国民健康保険の場合であれば、国民健康保険の被保険者、あるいは国保から後期高齢者に移行された方の70歳以上の方の収入の合計で520万未満であれば、1割負担に判定変えをするということで、この部分が21年の1月から適用されるということになったものでございます。これらのご説明いたしました方策の中には、政令の改正を待ちまして実施するものもありますけれども、対象となられる方につきましては個々にご案内を差し上げるなど、その周知に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に進みます。引き続きまして（11）斑鳩町母子保健計画について、報告を求めます。

寺田健康対策課長。

健康対策課長 それでは、斑鳩町母子保健計画につきまして、ご説明をさせていただきます。先ほど継続審査案件で報告をさせていただきましたように、保健、福祉の活動の拠点となります、生き生きプラザ斑鳩もオープンいたしまして1ヶ月余りが過ぎました。この間、多くの町民の皆様にご利用いただいております。これも町民の皆様の健康や福祉に対する関心の高まりだと考えております。今後もますます町民の皆さんの健康に対する関心、また子育てに関しての関心も高くなってくるものと思っております。町では平成17年に次世代育成支援行動計画を策定しております。町が進めていく子育て支援施策の具体的な目標やその内容、その実施時期等を定めております。その計画の中で親子の健康づくりへの支援ということで、妊産婦への支援、また乳幼児健診及び個別訪問の充実、子育て家庭への支援、小児医療体制の充実などについて、包括的にここには織り込んでおりますけれども、その部分を今回より深く掘り下げ、妊娠、出産、育児を通して全ての親と子が健やかに暮らせる町づくりの実現に向け、今回この計画を策定いたしました。

それではお手元に配布いたしております資料11の斑鳩町母子保健計画、安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン（案）の説明をさせていただきます。まず1ページ目をご覧くださいと思います。まず始めに本計画の策定の趣旨でありますけれども、近年の少子化、また核家族化の進行に伴いまして家族形態の変化や、また都市化の進

展に伴ないまして、近隣との人間関係が希薄化が進んでおります。そして子育て中の親が、子育てについて気軽に相談できる相手や、仲間が身近にいないなど、家庭や地域における子育て機能の低下が問題となっております。またその影響で子育て中の親には密室育児、まあいわゆる日中に話もできない赤ちゃんと、家の中で2人きりになるというそういうふうなことで孤立感、閉塞感をもたらし、子育てへの不安や精神的不安を増大させている現状があります。また子供の成長過程におきましては、集団活動や異年齢交流の機会が減少し、乳幼児に接する機会がないままに成人し、我が子を持って初めて育児をすることによる経験不足から、育児への不安がますます増大すると考えられます。そうしたことから、斑鳩町では誰もが安心して産み、子育てができるまちづくりを目指すため、子育てにかかわる親・家庭をはじめ、地域の人々が交流を深め、みんなで子育てしていける具体的な体制づくりとして今回、安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン、斑鳩町母子保健計画を策定をいたしました。この計画の期間は平成21年度から平成26年度までの6年間とし、計画の評価につきましては、次世代育成支援行動計画との整合性を図りまして、単年度ごとに実施状況の評価を行ってまいりたいと考えております。次に計画の位置付けでございますけども、国の健やか親子21の地方計画でございます、また母子保健法に基づく母子保健計画の位置付けであるとともに、斑鳩町総合計画の基本施策、健やかに共に生きる福祉のまちづくりの保健、福祉、医療の充実の分野や、また健康いかるが21計画、平成17年に町が策定いたしました、次世代育成支援行動計画の各事業と密接に連携しております。次に2ページ目をご覧くださいと思います。この計画では5つの大きな基本方針をたてております。

①つ目は安心して妊娠、出産ができるための支援であります。出産の年齢や高齢化や双子や三つ子など多胎妊娠の増加など、妊娠や出産に関しまして、妊産婦の不安や悩みは増大しております。妊娠や出産、育児に対する不安を軽減するために、妊娠前からの正しい知識や情報の提供、気軽に相談できる窓口、子どもとともに親同士が交流できる

体制の充実を図りたいと考えております。

②つ目は子どもの心とからだの健やかな発達のための支援ということで、子どもの心と体の発達は、子どもを取巻く環境によって大きく影響します。特に乳幼児期は、親との係わりが大きいと言われております。こうしたことから、親子が地域で孤立せずに、子どもが心身共に健やかに育つことができる環境づくりに取り組みます。

③つ目といたしまして、安心できる保健・医療体制の整備です。1歳以上の子どもの死因を見てみますと、第1位が不慮の事故でこれは1960年度から変わっておりません。まず1位が交通事故、2位が溺死、3位が窒息となっておりますけども、ほとんどこれらにつきましては、日常生活の上の注意で未然に防げると言われております。また子どもの死亡の減少に予防接種はとても大切で、その接種率が95パーセントを超えますと、感染抑制効果が大きいと言われておりまして、予防接種の重要性や不慮の事故から子どもを守り、子どもたちが健康に過ごせるように情報提供や健康教育の充実に取り組みたいと考えております。

④つ目といたしまして、思春期の子どもの心とからだの健やかな成長のための支援です。思春期の時期はどうしても情緒不安定になったり、家に引きこもりや不登校、摂食異常などの心の問題が出やすい時期でございます。その後の生涯にわたりそうしたことが大きく影響及ぼすことから、思春期の子どもたちに対しまして家庭、学校、地域が連携して命の尊さやからだの大切さ、性に対する正しい知識を伝える健康教育や相談の実施に取り組みたいと考えております。

そして最後に⑤つ目といたしまして、母子保健のための関係機関との連携として地域や子育てボランティア等との連携を図りながら保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に4ページ目をご覧くださいと思います。ここでは施策の体系ということで、先ほど申しました5つの基本方針を施策別に整理をしております。①つ目の安心して妊娠、出産ができるための支援として、妊婦一般健康診査の助成の拡充や、妊娠前から出産まで安心して

安全に過ごすことができるよう情報や教室の充実、また妊娠、出産、産褥期を通じた妊産婦の心の問題への取り組みを充実させます。

②つ目といたしまして、子どもの心とからだの健やかな発達のための支援として、楽しんで子育てができる環境づくりや、父親の育児参加の推進、早寝、早起き、食事などの生活習慣の定着の推進、虐待の早期発見、早期対応・再発防止などを掲げております。

③つ目として、安心できる保健・医療体制の整備といたしまして、かかりつけ医の促進と周産期や小児救急などの医療体制の充実、子どもの事故防止対策、感染予防に関する情報提供などを挙げております。

④つ目として、思春期の心とからだの健やかな成長のための支援として、思春期の心の健康づくり、心とからだを大切にする性教育の推進、薬物、喫煙、飲酒の害についての普及啓発や、生活習慣病予防対策の推進などを掲げております。

⑤つ目として、母子保健のための関係機関との連携ということで、子どもの関連部局との連携、地域や子育てボランティアとの連携・協働を掲げております。次に5ページ目ではここでは今、申しました5つの基本方針として取り組むべき事業を、どの時期に取り組んでいくかを事業別に表しております。それぞれの事業の概要につきましては、次の6、7ページに掲載をしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。まずこの表でこの事業の内表の左端に丸従と打っておりますのが、従前から事業として行っておりますけども、今回さらに充実を図っていこうとする事業でございます。そして○新と打っておりますのが、まったく新たに今回事業として立ち上げる事業であります。この丸充と丸新の事業につきまして、簡単に説明をさせていただきます。まず妊婦一般健康診査ですけれども、丸充とつけておりますけども、今年度より、妊婦一般健康診査の公費負担につきましては、1回から5回に拡充をいたしております。今回の公費負担の拡充によりまして、介在的な負担が軽減され、妊婦さんからは、受診しやすくなった、定期的に安心して受診できるようになったという声を多くの方から聞いております。これにつきましては、昨年1月に国から通達が出されま

して、妊娠期間中の健康診査は14回程度実施することが望ましいとされ、平成21年度からは、国においても健診の公費助成を拡充する方向で検討をされております。町といたしましても、国のこうした動向を見ながら、妊婦一般健康診査の公費助成の拡充を図りたいと考えております。

次に両親学級、パパママスクールですけれども、これも丸充と打っておりますが、これは現在保健センターで、妊婦だけでなくその夫も対象といたしまして、パパママスクールを開催しております。安心して出産に望めるよう妊娠、出産に関する指導を行いまして、親としての自覚を高め、喜びを感じながら子育てができるように支援するもので、今回特に父親の育児参画の促進に力を入れたいと考えております。

次に思春期ふれあい体験学習ですけれども、中学生が夏休みや冬休みを利用して、乳幼児検診やパパママスクール等の教室に参加することで、乳幼児と触れ合え命の尊さを感じ、思いやりの心を育む体験学習を考えております。

次に健康講座でございますけれども、親の育児力を高めるため専門的、医療的な立場から周産期や小児医療について学ぶ機会とするもので、対象者は妊産婦と乳幼児を持つ親としております。内容といたしましては専門的な話といたしまして、産科とか小児科の先生をお招きして、そうした専門的なお話をしていただければと思っております。

次に、新しい事業なんですけれども、双子クラブ、双子クラブは年々多胎児出産が増えてきております。平成19年度は5組、そして平成20年度では現在2組の方が双子となっております。そうした多胎児出産が増えてきておりまして妊娠、出産、育児に伴なう身体的、精神的、社会的な不安が多く、多胎児を持つ保護者同士の交流を通じて互いに支えあい、情報の共有等により育児不安の軽減を図りたいと考えております。

次に、健康相談につきましては、最近、婚前・新婚・妊婦さんまたその家族からさまざまな相談が増えてきております。それらの不安の軽減を図るため定期的な相談窓口を設けていきたいと考えておりま

す。

次に、訪問指導につきましては、従前から妊産婦、乳幼児に対しまして保健センターの保健師が、健康状態の把握や不安の軽減を図るため訪問を実施しておりますけども、より専門的な指導を受け安心して子育てができるよう助産師による訪問、指導を考えております。

以上が斑鳩町の母子保健計画、安心して産み育てる「いかるがっ子」プランの説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長

前回の委員会で、こういった計画をつくっていくんだという報告を受けており、本委員会ではその計画が具体的に策定をされて案としてただいま課長の方から報告を受けたところでございますが、これらにつきまして、何かお尋ねになりたいことなどがございましたら、お受けいたしますが、いかがでしょうか。なにかございますか。

よろしいですか。

(な し)

委員長

案ということで、提出されておりますが、ここにも書かれておりますように、平成20年12月というふうに計画の年月が書かれております。こういう形でさっそく取組んでいっていただくということになると思いますので、委員皆さまにはご理解をしておいていただきたいと思っております。

それでは、ないようですので、続きまして報告の(12)飯島町からの記念植樹式について、報告を求めます。

寺田健康対策課長。

健康対策
課長

すでに委員の皆様にはご案内を申し上げますけども、生き生きプラザいかるがの竣工を記念いたしまして、友好都市であります長野県飯島町よりイチイの木を1本寄贈いただいております。その記念

植樹式をこの23日の日曜日、午前11時30分から生き生きプラザ
いかるがで行ないたいと考えております。植樹場所につきましては、
芝生公園南側のロータリーのところを予定をしております。植樹式に
は飯島町からは町長さん、議会議員さん、代表監査委員さん、ふるさ
と大使の方が出席をされます。斑鳩町からは町長、副町長、教育長、
議会議員の皆様、そして代表監査委員、各部長となっております。当
日はなにかとご多忙かとは存じますが、ご出席の程よろしくお
願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お
受けいたしますがいかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に報告事項の(13)衛生処理施設の修理工
事について、報告を求めます。

乾環境対策課長。

環境対策 衛生処理施設の修理工事についてでございますが、これについま
し 課長 ては、前会の委員会で木田委員さんの方からご指摘がございましたの
でご報告させていただくんですけども、修理工事のうち周辺の自治会
の方々のご理解とご協力をいただかなければならないような大規模な
修理工事について、ご報告をさせていただきたいと思えます。

衛生処理場のごみの焼却施設の修理工事でございますが、本年8月
29日実施の指名競争入札によりまして、9月1日から11月28日
の工期で、2号炉のガス冷却室の下部改修補修工事、他2項目の修理
工事を行っております。契約の業者は株式会社タクトシステムで、契
約金額は、2,141万1,600円でございます。

なお、本年度中にもう一方の炉の1号炉のガス冷却室の下部改修補
修工事を予定しておりますので、これにつきましても事前に施設周辺

の住民の方にはご理解いただくということで、通知をさせていただいておりますし、本委員会にも詳細が決まりましたらご報告させていただきたいと思います。

以上、衛生処理施設の修理工事について報告させていただきます。

委員長 ただいま、報告されました件につきまして、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたしますがいかがでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

委員長 はい。ないようですので、引続きまして報告事項の(14)年未年始のごみ焼却業務について、報告を求めます。

乾環境対策課長。

環境対策課長 年未年始のごみの焼却業務についてでございますが、ごみの焼却業務につきましては、月曜日から金曜日までの平日に焼却作業を行っておりますが、年末につきましては、各ご家庭で大掃除をされるということから、毎年年末にはごみが多く出されております。このことから、平日のごみ焼却に加えまして、年末の土曜日と日曜日と祝日、それから年始につきましては年始の祝日において、ごみの排出量に応じまして、ごみ焼却を行いたいというふうに考えております。

具体的な日を申し上げますと、年末につきましては、12月23日(祝・火)、12月27日(土)、12月28日(日)、12月29日(月)、12月30日(火)に焼却を追加したいと考えております。

それから年始につきましては、1月12日(祝・月)に平日の焼却に追加してごみの焼却を行いたいと考えております。

ただし、ごみの量によってはこの追加した日に焼却しないという日も生じてくるということでございます。

なお、施設周辺の住民の方々にはご理解とご協力をいただきたいと思います。

いうことから、例年どおり事前に文書で各自治会にお願いしたいというふうに考えております。なお、年末のごみの収集、それからごみの持ち込みにつきましては、例年どおり12月広報で住民の皆様方にお知らせをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、年末年始のごみ焼却業務について、報告させていただきますと思ひます。

それともう1点、この案件ではございませんけれども、ごみ焼却に關しまして、1点追加で報告をさせていただきますというふうに思ひます。現在ごみの焼却灰につきましては、大阪湾の広域臨海環境整備センター、つまり大阪湾フェニックスの方で埋立処分場で埋立をしておるわけでございますけれども、先月の10月23日に焼却灰の搬入時の抜き打ち検査で、雑誌類などの燃え残りが含まれておったということで、このフェニックスの受け入れ基準に合わないということから、文書により注意を受けたということでございます。これにつきまして、今後その対応といたしまして、町の広報紙やあるいは環境問題学習会などで雑誌とか本類ですね、これについては可燃ごみではなくて、必ず資源物として集団回収などにお出しいただくように住民の方々にさらにお願ひをしてまいりたいと考えております。また今週の月曜日、11月の17日からは焼却灰をふるいにかけて、燃え残りを取り除くという作業を行いまして、運搬しているという状況でございます。

以上、報告とさせていただきます。

委員長

ただいま報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたしますがいかがでしょうか。ございませんですか。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、他に、理事者側から何か報告しておくことっていうのはございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは以上をもちまして、各課報告事項については終わらせていただきます。

続きまして、4. その他についてでございますが、まず初めに、奈良県立三室病院における産婦人科医師の緊急確保及び安定した産科医療体制の充実を求める意見書についてでございます。

当意見書につきましては、先般の全員協議会で協議いたしましたとおり、本委員会において、ご審議をいただきたいというふうに思いますが、文書につきましては、先般の全員協議会でお配りし、議長より概要の説明をさせていただいておりますことから、委員皆さんには既に内容を把握していただいていると思いますので、早速皆さんからのご意見をおたずねしてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

木田委員。

木田委員 本文の中のね、3行目、人口10万人当たりの産科、産婦人科の医師数が奈良県で31人で、全国平均をはるかに下回っており、都道府県によっては倍以上の開きがあるなど、医師数の深刻な地域格差が明らかになったということなんですけども。この奈良県が31人ということですね、全国平均はほんならどんだけかというのが、わしらにはわからへんからね、それをちょっと教えていただきたいなと思いますけれど。

委員長 これにつきましては、多分、資料として全国の都道府県別の数字というのがあると思いますので。それにつきましては、どこの担当であるやろかな。ちょっと休憩します。

(午後4時19分 休憩)

(午後4時24分 再開)

委員長 それでは、再開をいたします。

 ただいま木田委員のほうから質問のありました件につきまして、担当課のほうから資料を提出していただき、奈良県は医師数が全国で43番目であるというふうな資料が今、皆さんの手元に配布をしていただきました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

 (な し)

委員長 そうしましたら、この医師数の出し方についてですね、この31人ということにつきまして、同じ資料から見られてこういうふうに書かれているのかどうか、広域のほうで、この根拠について確認をとらしていただいたうえ、こういう意見書の文案としてと、厚生常任委員会の委員会発議というかたちでこの意見書については発議をしていきたいと思いますが、その取扱いについてはそれでよろしいでしょうか。

 木田委員。

木田委員 倍以上で書いてあるやろ。せやけど、こんなん60.5が一番なにやのにな、それに31.9やったら倍以上もないやんか。だからその点だけ。

委員長 先ほど申しましたように、この文章がどういうところからとられた数字を見て書かれているのか、そして今、担当課から提出していただいた資料を見るなかで、ここの文面がどうなのか、ちょっと広域圏のほうの議長会とも確認をとらせていただいたうえで、必要があればこの文章について、まだどこの議会も全協とか開かれて、各常任委員会などもあるかとは思いますが。まだ12月議会そのものがまだ開かれてませんので、まだ手前の段階ですので、ここはある程度の訂正などきくのではないかなと思いますので。もしも、これがおかしいということであれば、訂正をしていただくように広域圏のほうにも

申し上げていきたいなと思いますが。ただ、本日ちょっと議長、途中でお帰りになられましたので。また、議長と連絡をとりながら、今ご指摘の件について確認したうえでの文章をつくるということで、大筋はこれで、この内容で当委員会として発議をするということで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、この意見書につきましては、当委員会として意見書の提案をさせていただくというふうにいたします。これは、議会初日に提案をするというかたちでよろしいですね。初日に提案をすると。そして、もう初日に議決までしていただくというようなかたちで進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、大変申し訳ございません。こちらのほうからその他の案件でまずお願いをさせていただきましたが、委員皆さんのほうで何かその他についてございましたらお受けをしたいと思いますが、いかがでしょうか。 木田委員。

木田委員

報道によることなんですけども、今年は爆発的にですね、インフルエンザが流行が予想されるということで、それも1番流行ちゅうんか、なにが、A香港型が、そのウイルスも発見されたということでですね、学級閉鎖になっておるところも出ておるような状況の中で、斑鳩町としてはどういうふうな、学校だけやなしにですよ、普通の一般の人に対してどういうふうに対策をしようと思っはんのかね、こらまあ個々の健康については、もう個々で管理せないかんいうなにもあるかもわからへんねんけども、もう一つそういう報道についてですね、町の広報紙とかにおいてもあまり啓発なんかはされてないように思いますねんけど、それについて早急にやっぱり啓発ちゅうんか、なんかをやってもらわなければですな、かなり今年から来年にかけてのインフ

ルエンザというのはきついちゃうかね、報道されてますけど、対策についてどう考えてはんのかお聞かせ願いたいと思います。

健康対策
課長

本日の朝刊にも奈良市内の小学校でインフルエンザの集団ということで学級閉鎖という記事も載っておりましたけども、そして国立感染症のインターネットで調べてみますと、今のところ注意報、警報、インフルエンザの注意報、警報ということまでは載ってはおりませんが、あくまでインフルエンザの対策といたしましては、予防の3原則ということで、外出後は必ずうがいをするとか、食事を3食きちんと取って睡眠をとる、といったことを広報等で住民に周知をいたしましてそういう啓発を行ってまいりたいと考えております。

委員長

生き生きプラザの方でもいろんな事業もしていただく中で、モニター、テレビの画面を利用するとか、保健センター部分での壁面などを利用するとか、広報なかなか小さい字でなかなか読まれへんねんという方も、またそこへ行っておられる方などが目につく、そしていろんな場面を通じてそういった予防とか、かかった時にどうしたらいいのかとか、いろんな啓発などやっぱりやっていくような工夫を、また保健師さん、看護師さんなどともご協議をいただきまして、取り組んでいていただけたらなと思います。皆さんの健康を守るためにね、頑張っていけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

他に委員皆さんの方でなにかございますか。

吉野委員。

吉野委員

三室病院の近くに住んでおりますんですけども、夜間の救急車の数が激減したなど、私思っているんですけども。この辺の数などは町の方ではなんか把握するようなことはあるんでしょうか。

住民生活
部長

今、私どもの方では、すぐに数字は持っておりませんが、西和消防組合のほうが救急車を出しておりますので、そちらの方に問い合

わせたら数字はわかるということで、また後告報告をさせていただきたいと思います。

吉野委員 先日、夜間救急車が非常に住民の理解によって少なくなったと、こういう新聞報道も見ました。それでなぜかかっていきますと夜間は病院を利用しますとまったく本当に救急に必要な人がかかれないと、そういうことがあってきちんと説明すれば、日本人っていうのはよくわかるもんだと、こういう厚生大臣の発表があったものですから、そのせいかなと一つ思っているんですけども、このようにきちっと説明すれば、住民さん方は結構理解してくれるものと私は思っております。なぜ、今こういう話をしたかといいますと、最近、国民健康保険税が非常に高いという苦情をたくさん人から私いただきまして、そうかな、いやどうですかねとか、高いとか低いとかも言えませんがこの国民健康保険税について斑鳩町の位置はですね、先ほどの産婦人科の数のようにですね、きちっと町民に、全国的にはこうであると、奈良県では、斑鳩町としては、自治体としては国民健康保険税はこのぐらいの位置にあるんだというような、まあ既にあったかもしれませんが、もう一度ちゃんと説明していただいた方がいいのかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

委員長 この保険税の成り立ちがね、市町村によって計算の仕方が違うということと、所得割、資産割とかの計数が違うということではね、一概にどの数字をとって平均としてあれなんか、もう完全な世帯で割った平均の金額っていうことで、平均というような形を出さんといかんのかなと思うんですけど、担当の方、そんな平均の出し方ってしてんのかな。全体から世帯数割るというような平均の取り方とかね。

植村国保医療課長。

国保医療課長 国民健康保険税は、委員長もおっしゃいましたように都道府県によって計算、算定の方法が違います。それで全国的な話になると一概に

は言えないということですが、この広域の7町でですね、例えばモデルのような世帯を、例えばこういう所得でこういう資産を持っていて何人家族でと、いうふうに一つのシュミレーションというか、いった場合での比較ということは可能かと思えます。ただ、あくまでも社会保険料ですから、例えば所得割について言いますと、平均所得が多い自治体であれば、同じ保険料集めるのに税率は低くです。逆に税率が高いところは平均所得が低いところがあると、社会保険料ですから集めなければならないお金ということから算定していくということです。ですから、単純にシミュレーションする中では斑鳩町の保険料っていうのは7町の中ではだいたい真ん中あたりかなというふうに私どもは認識はしておりますけども、問題はその地区の住民の方たちの所得と、税率との負担のバランスというところになりますと、先ほど言いましたように地域によって千差万別ですので、なかなか一概には言えないということをご理解をいただきたいと思えます。

吉野委員 私も払っておるんですけど、やっぱり高いなという、なんと比較して高いのかっていうことじゃないんですけども、これしょうがないのかなとは思っておりますけども、住民の皆さんに質問されますと、もう一つ広報の必要もあるのかなと思ってこういう質問させていただきました。もう一つよろしいでしょうか。一つは野犬、野良猫、野犬の問題なんですけども。これの駆除は増えているのか、減っているのかどうでしょうか。感じとして。

環境対策課長 野良犬につきましては、狂犬病予防法ということで、これはもう野良犬っていうのはかなり少なくなっております。ほとんどないと言っていいような状況です。ほとんど飼い犬が逃げ出したとか、そういう状況で野良犬っていうのはほとんどないという状況でございます。それから野良猫につきましては、なかなか飼っておられる猫と野良猫という区別がなかなかつかないというような状況がございますので、一部の地域ではやはり増えているというふうな状況、例えば餌を与えて

おられるというのがあって、増えておられるという状況があると思いますが、野良猫には餌を与えない、というような対策をとっておられるようなところは自治会は減ってきているのではないかというふうに思いますし、全体としては、保護の引き取り、野良猫の保護の引き取りがあるんですけども、町の方でさせていただいて、保健所へ持っていくんですけども、その数自体も年々減ってきているような状況でございます。

吉野委員 野良犬、野良猫に関しては確かに私も減っているなと思いますし、住民さん方からの苦情も、私の方にくる苦情に関しては確かに少なくなっているなと思います。ところが、大和川の緑地公園に関して言えば、私ども先輩の方々と一緒にグランドゴルフというのを週に2回やっております、その時にどれだけ糞が多いかという、やるたびに新しいものが増えているんですよ。これはおそらく野良犬ってのがいないとすればですね、その近辺の住民さん方、それほど10キロも前から来るはずはないですから、近辺の犬を飼っておられる方が、例えば夜間に家で首輪外してしまって、糞をさせて家に帰ってくると、こういうふうなことで増えているのではないかなと、その糞害についてはですよ、思います。同じようにですね、大和川の上流の方、昭和橋の上流の方に関しては非常にそして糞が多いんですよ。ところがですね、大和川の下流、あるいは王寺町で管理してますのかどうか知りませんが、草もきれいに刈っておりますですね、糞が少ないんですよ。そこらへん私しょっちゅう歩いてますので、これはやっぱり努力目標としてというんですか、マナーの問題だと一言で片付けないですね、厚生常任委員会の我々としても担当課の方でなにか方法はないのかと思ひまして、こういう発言をさせていただきます。大和川の方に関しては、本当に短い区間にずら一と犬の糞は飼い主で始末してくださいよっというのはあるわけですよ。ところが斑鳩町側については、それが非常に少ないというところがありまして、そういう影響ってどうか、まあそれはあるないにかかわらずやらせる人は犬にやら

せるだろうと思いますよ。だけども、野犬がいないってことであれば、犬を飼っている家に直接放してはいけませんよと、夜間に放し飼いしてはいけませんよとか直接言うくらいの努力しないと斑鳩町の恥やなと思うぐらい糞がたくさんあります。そしてグランドゴルフをやる人のですね、その場所に周囲の草を盛り上げてですね、ここには踏まないようにってことやっているような状況で、先日建設水道常任委員会に言いましたら、それは厚生の方でっていうような話と、それは住民のマナーだよという話がありましたけども、その辺なんとかもう一つ努力していただけないでしょうか。

環境対策
課長

先ほど委員も言っておられましたように、おそらく糞をするのは野良犬ではなくてやはり飼い犬がですね、飼い主が散歩をされて飼い犬が糞をすると、それを飼い主の方が適切な処理をされない、放置されているという、まあ首輪を放して放し飼いにされているということもあろうかと思うんですけども。ただこの場所は大和川緑地公園ということで、きれいに整備されておりますので、当然散歩もしやすいというふうな環境にあるという状況で、他に地区に比べて糞が多いのではないかと、散歩しやすいような環境っていうんですかね、道も整備されていうということもあろうかと思うんですけども、やはり飼い主のマナーに頼るということが一番大きなところなんですけども、行政としては当然集合注射、毎年4月にやっておるんですけども、その時に飼い犬の飼い方について啓発もさせていただきますし、当然看板も少ないですけども数箇所立てておるという状況でございます。たまに…立てるということもできませんし、まあ公園ですし、できないという状況もございますし、あるいはそういう環境パトロールのなかで、啓発しているという状況もございます。

地域によってはそういうことで、糞が減ってるという地域もあるんですけど、なかなかやはり公園ということで、広い範囲ですし、飼い犬も散歩もしやすいという状況ですので、これは粘り強く訴えていくしかないのかなといういふうに、今のところは思っているところでご

ざいます。

吉野委員

自治体間で比較したらいいのか悪いのかわかりませんが、確かに斑鳩町側については公園内の草を刈ってもですね、それを一ヶ所に集めて処分するんじゃなくて刈ったままにしておる。そこがいかにも犬が糞をしやすいうようになっていて。それから王寺側の方に行きますと、堤防の斜面も下の河川敷の方も同時にきれいに刈ってしまっていると、そうするとなかなかごみを捨てたり糞をさせたりする、しばらくっていう状況があるんじゃないかなと思います。その辺で私どもの方が多くなってるんじゃないかなとこういうふうに思うんですけども、その、犬を飼っているお宅にですね、地域での、隣の犬のことを、隣のところが注意するっていうのは難しいものですから、行政としてですね、飼っている犬、犬を飼っているお宅の方に直接そういうふうになにか働きかけたことは今まであるんでしょうか。

環境対策
課長

その糞をですね、飼い主の方がしないという中で指導したのは、河川とかそういう場所ではなくて家の中で糞をしつぱなしにしていると、飼い主の方が処理をしないと、周りに臭いがとか、虫が発生しているとかいうのがあって指導したことは、まあ保健所と一緒にいきまして、飼い主の方に指導したということはございますけれども、そういう状況でない中で個別に訪問して指導したということはございませんので、一般的な状況としては広報でマナー、飼い犬のマナーとかを啓発させていただいているという状況では、個別にしたということはございません。

吉野委員

今、糞の話をしてもらいましたがけれども、尿の方もですね、かなり被害を与えてまして、住民さんから私の方にくるんで、まあこういうあれですからしょうがないんでしょうけど。犬におしっこさせないようにしてくれと、こういう話もありましてですね。確かに臭いしね、その通りなんですよ、ただテレビで見たら犬の糞はスコップで取るよ

うになっていると。おしっこに関してもペットボトルを持っていって
おしっこしたところにかけて、多少は害が減るんじゃないかと、こ
ういうふうに具体的に指導を私の方に言ってくる人もあって、なるほ
どなあと、私は自身は動物は好きなんですけど。動物は嫌いだって人
もたくさんいるわけで。その辺例えば広報などで尿についてもペット
ボトルを持ち歩いてかけてくださいというような細かな指導までしな
いと、斑鳩町の住民さんの中ではこのような事態になるようなことも
あると思います。気長にということですので、また気長に一つ努力し
ていただきたいと思います。以上です。

委員長

糞でも大変やから、尿までいうと、徹底するのはものすごい大変や
なあと、今、話聞いてて思ったんですけど。以前からね、もうずっと
前から糞の関係についても啓発しようと、一時は袋下げてはる方多か
ったんですが、最近確かにね、あまり何も持たんと犬の散歩してはる
人増えてますね。確かにね、私もちょっとそれはお見受けしてて、あ、
なにも持ってはれへんてついチェックしてしまうんですが、そういう
こともありますので引き続きインパクトのある啓発をしていただ
くと、それと大和川の緑地公園につきましては、公園の管理は都市整備
課の管轄になると思います。今おっしゃられたように大和川というの
はず一っと斑鳩町だけやのおて行政区も通っておりますが、その管理
そのものにね、行政区によってちょっと違いがあるということなので、
県の関係もありますけどどんなふうに整備をされているのか、草刈
ったら刈った後、どないなってるかとか、ちょっとその辺やっぱり環
境問題と合わせて都市整備課などとも、環境対策課も連携とりながら
ね、そういう糞とかね、あまり汚いこと、ポイ捨ても一緒ですわ、し
にくい環境になるような努力っていうのをやっぱりね、していただ
けただけならというふうに思いますので、またよろしく願いしとき
たいと思います。

他に。 木田委員。

木田委員 16日ですか、クリーンキャンペーンが雨で中止になったということですね、来年の5月か、いつまでないと思いますねんけども。いつも車にかなりの量の廃棄物ちゅうんでですか、ごみとか缶とかいろんな混じったやつがでると思いますねんけども。それをもういっぺん中止になったら、それで次の時まで終わりというようなことでええんかなというふうに思いますねんけどね。そんなん今度集める時になったら、半年もしたらかなりの量になんのと違うかなと思いますねんけど。その点についてですね、町はどういふうに考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

環境対策課長 先日、11月16日、日曜日、清流復活大作戦ということで、主に河川の清掃ということでやっていただいたんですけど。やっていただいたいうか雨で中止になったわけですけども。これにつきましては、清掃活動プラス清流復活ということで啓発を兼ねてさせていただいておりますので、主の目的はごみの清掃プラス啓発ということでさせていただきますので、なかなか次延期にしてですね、違う日を設定するというのがなかなかやはり、団体の方もおられるし自治会さんも声をかけておりますので、なかなかそういう形で難しいということで、中止にさせていただいたところでございます。それで、その河川とかにほかされてるごみについては、また環境パトロールで毎週まわっておりますし、また職員のボランティアで毎月河川等ですね、やっておりますのでそういう形で対応させていただきたいというふうに考えております。

委員長 他に、委員の皆さんの方からございますでしょうか。
吉野委員。

吉野委員 こないだ講演、五木寛之という人の講演聞いていましたら、彼は30年間か、1度も国民健康保険を掛けてはいるけれども使わなかったんだと。そうしますと10年ごとに国の方から記念品がきて、それが

2つ3つ貯まったという話がありまして、そういう人もいるのかなど
思いましたんですが、斑鳩町ではそういうふうな例はありますか。

国保医療
課長 まず、国民健康保険は市町村の健康保険ですから、国からなにかで
てくるということはたぶんないだろうと思います。確かに保険ですの
で、なにもなければ掛け捨てになってしまうという性格の制度のもの
です。万一医療にかかる必要があった時には、掛金に比べてもっと大
きな費用が保険からでてくるということで、あくまでも保険である
という制度です。斑鳩町でも過去にはまったくなにも使わないという方
の場合には掛け捨てになってしまいますことから、ちょっと報償的な
意味合いの記念品というものを出していた時期もあったと聞いており
ますが、現在はそういう制度はございません。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 ないようですので、それでは、その他につきましてもこれをもって
終らせていただきます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任い
ただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議ないとき)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。

芳村副町長。

(副町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会させていただきます。皆様におかれましては大変ご苦勞様でございました。

(午後 4時55分 閉会)